

# 新規上場申請のための有価証券報告書

( I の部)

株式会社TORICO

**【表紙】**

**【提出書類】** 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

**【提出先】** 株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 山道 裕己 殿

**【提出日】** 2022年2月16日

**【会社名】** 株式会社TORICO

**【英訳名】** TORICO Co., Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 安藤 拓郎

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区飯田橋二丁目3番6号

**【電話番号】** 03-6261-4346(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理部長 中道 智宏

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区飯田橋二丁目3番6号

**【電話番号】** 03-6261-4346(代表)

**【事務連絡者氏名】** 執行役員管理部長 中道 智宏

## 目 次

	頁
第一部 【企業情報】 .....	1
第1 【企業の概況】 .....	1
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	1
2 【沿革】 .....	5
3 【事業の内容】 .....	6
4 【関係会社の状況】 .....	8
5 【従業員の状況】 .....	9
第2 【事業の状況】 .....	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 .....	10
2 【事業等のリスク】 .....	16
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	23
4 【経営上の重要な契約等】 .....	29
5 【研究開発活動】 .....	29
第3 【設備の状況】 .....	30
1 【設備投資等の概要】 .....	30
2 【主要な設備の状況】 .....	30
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	30
第4 【提出会社の状況】 .....	31
1 【株式等の状況】 .....	31
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	45
3 【配当政策】 .....	45
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	47
第5 【経理の状況】 .....	58
1 【連結財務諸表等】 .....	59
2 【財務諸表等】 .....	99
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	113
第7 【提出会社の参考情報】 .....	114
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	114
2 【その他の参考情報】 .....	114
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	115

	頁
第三部 【特別情報】 .....	116
第1 【連動子会社の最近の財務諸表】 .....	116
第四部 【株式公開情報】 .....	117
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】 .....	117
第2 【第三者割当等の概況】 .....	121
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】 .....	121
2 【取得者の概況】 .....	123
3 【取得者の株式等の移動状況】 .....	123
第3 【株主の状況】 .....	124
監査報告書 .....	巻末

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第15期	第16期
決算年月		2020年3月	2021年3月
売上高	(千円)	3,173,891	4,991,170
経常利益又は 経常損失(△)	(千円)	△28,628	273,669
親会社株主に帰属する当 期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失 (△)	(千円)	△2,730	254,307
包括利益	(千円)	△2,730	254,307
純資産額	(千円)	434,905	689,212
総資産額	(千円)	1,046,566	1,503,556
1株当たり純資産額	(円)	△730.69	△101.84
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△6.75	628.85
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	41.6	45.8
自己資本利益率	(%)	—	45.2
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△59,815	288,598
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△5,266	△29,310
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	134,253	△9,111
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	298,834	549,011
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕	(名)	44 〔52〕	50 〔73〕

(注) 1. 当社は第15期より連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。そこで、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損益については、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第15期は1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)であるため記載しておりません。

5. 自己資本利益率については、第15期は親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、最近1年間の平均人員を〔〕外書きで記載しております。

8. 前連結会計年度(第15期)及び当連結会計年度(第16期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じ

て、アーク有限責任監査法人により監査を受けております。

9. 第15期はデジタルコミック配信サービスにおける広告収入の減少による売上総利益率の低下や、イベントサービスにおける店舗増設に伴う費用増加、ポイント引当金繰入額の計上開始により、経常損失を計上しております。また、同様の理由と、運転資金の増加、未収入金の増加等により、営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
売上高 (千円)	1,508,147	1,941,788	2,813,731	3,174,371	4,991,650
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△25,673	△875	△35,007	△28,441	273,667
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△25,963	△5,923	△37,802	△2,473	254,433
資本金 (千円)	240,695	390,702	390,702	50,000	50,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	10,110	10,110	10,110	10,110	10,110
A種優先株式 (株)	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
B種優先株式 (株)	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
C種優先株式 (株)	—	5,085	5,085	5,085	5,085
純資産額 (千円)	191,652	485,744	447,942	435,899	690,332
総資産額 (千円)	501,159	838,272	794,212	1,047,349	1,504,543
1株当たり純資産額 (円)	△53,288.30	△24,199.14	△27,938.25	△728.24	△99.07
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2,568.05	△585.92	△3,739.10	△6.12	629.16
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	38.2	57.9	56.4	41.6	45.9
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	45.2
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔外、平均臨時雇用者 数〕 (名)	16 〔21〕	28 〔39〕	42 〔45〕	44 〔52〕	50 〔73〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、第12期は、A種優先株式、B種優先株式の発行金額を、第13期から第16期については、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の発行金額を純資産の部の合計金額から控除して算定しております。また、当社は2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っており、第15期から第16期については、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、第12期から第15期は当期純損失のため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、第12期から第15期は当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
5. 第12期から第16期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は、最近1年間の平均人員を〔〕外書きで記載しております。
7. 第12期から第16期は、無配のため、1株当たり配当額及び配当性向の記載はありません。
8. 前事業年度(第15期)及び当事業年度(第16期)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、アーク有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第12期、第13期及び第14期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請

のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(2012年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、アーク有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
1株当たり純資産額 (円)	△1,332.21	△604.98	△698.46	△728.24	△99.07
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△64.20	△14.65	△93.48	△6.12	629.16
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

10. 第12期から15期は、主力サービスのECサービスについては売上、利益両面で順調に拡大する一方で、新たな成長の柱とすべく開始したデジタルコミック配信サービスとイベントサービスへの先行投資(人員増強や自社出版体制の構築費用等)が影響し経常損失及び当期純損失を計上しております。



## 2 【沿革】

当社グループ創業者である代表取締役社長の安藤拓郎は、外資系企業、総合商社に在籍した経験から得た「日本発の世界を虜にする企業を創りたい」という想いを実現するために、2005年7月に株式会社TORICOを創業しました。

会社設立後の沿革につきましては、以下の通りであります。

年月	概要
2005年7月	東京都中野区に当社を設立。オリジナルスニーカーの製造販売事業を目的として東京都中野区に当社を設立(資本金 501万円)
2006年1月	本社を東京都杉並区に移転
2006年8月	本社を東京都中野区に移転。コミック全巻セットECサービス「漫画全巻ドットコム」を開始
2007年1月	本社を東京都八王子市に移転
2007年10月	本社を東京都台東区に移転
2009年4月	本社倉庫を千葉県市川市に開設
2010年12月	本社倉庫を東京都文京区に移転
2014年5月	本社倉庫を東京都千代田区に移転(現本社オフィス/倉庫)
2015年4月	女性向けコミックECサービス「ホーリンラブブックス」を事業譲受により開始
2016年5月	男性向けコミックECサービス「まんが王」を事業譲受により開始
2016年7月	イベントサービス「マンガ展」を開始
2016年7月	デジタルコミック配信サービス「スキマ」を開始
2017年5月	デジタルコミック配信サービスのアプリ運営会社登録を目的とした株式会社ROLLを設立(資本金 999万円)
2017年10月	海外向けデジタルコミック配信サービス「MANGA. CLUB」を開始
2018年3月	コミック紹介の情報サービス「マンガのとりこ」を開始
2019年3月	イベントスペース「池袋虜」を東京都豊島区に開店
2019年9月	イベントスペース「大阪谷六虜」を大阪府大阪市中央区に開店
2020年7月	リアル書店「リブリオShop」を福岡県行橋市に開店
2020年10月	第2倉庫(舎人DC)を東京都足立区に開設
2020年10月	漫画全巻ドットコム(電子)のビューワーアプリの運営会社登録を目的とした株式会社漫画全巻ドットコムを設立(資本金 100万円)
2020年11月	デジタルコミック配信サービスのアプリ運営会社登録を目的とした株式会社スキマを設立(資本金 100万円)
2021年4月	イベント(物販)スペース「渋谷虜」を東京都渋谷区に開店
2021年9月	「漫画全巻ドットコム」ECアプリリリース
2021年9月	第3倉庫(川口DC)を埼玉県川口市に開設

### 3 【事業の内容】

「世界を虜にする」をビジョンに掲げ「世界に”楽しみ”を増やす」というミッションを実現するために、日本が世界に誇るカルチャーであるマンガを軸として多角的な事業展開を行っております。

休日に自宅でマンガを一気読みする楽しさ、ちょっとしたスキマ時間に読むデジタルコミックの楽しさ、マンガの世界観を凝縮したスペースに浸る楽しさなど、あらゆる生活シーンに楽しみを増やすことで社会に貢献したいと考えています。

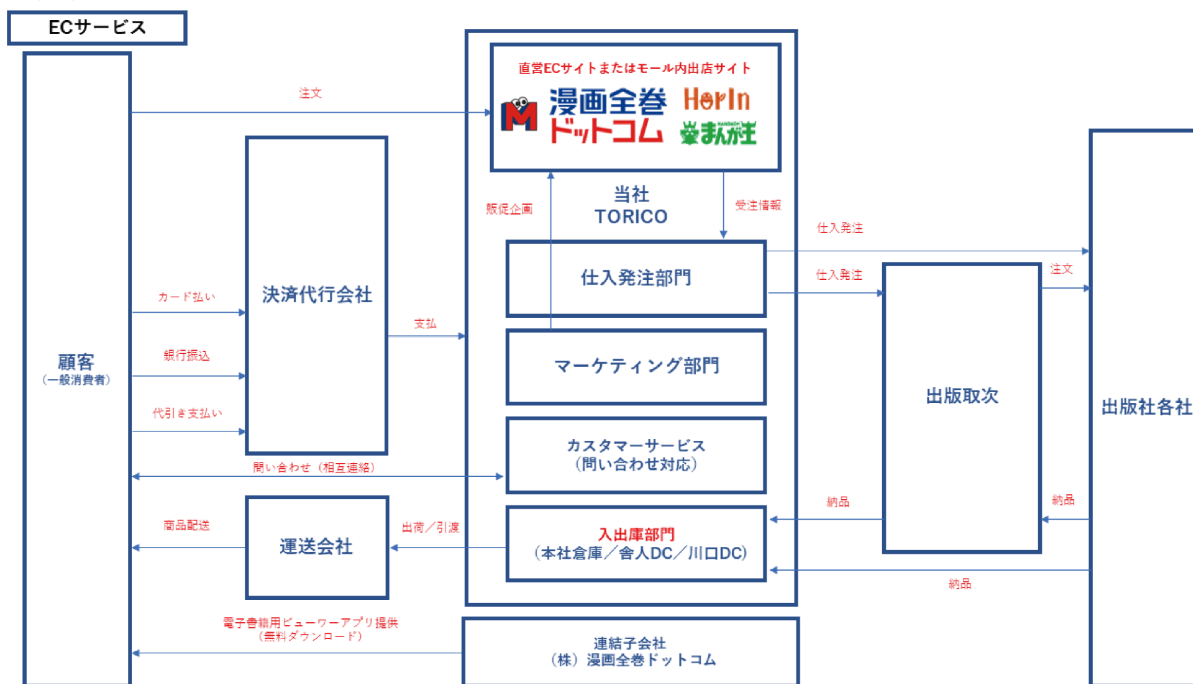
当社グループはマンガ事業の単一セグメントではありますが、コミック全巻セットに特化したネット書店「漫画全巻ドットコム」を中心のサービスとしたECサービス、国内外へのデジタルコミック配信サービス、リアルスペース及びECサイトでのマンガイベントサービスの3つを並行して展開することで、サービス間の垣根を越えたシナジーを生み出しており当社グループの強みとなっております。

当社グループは当社及び連結子会社3社で構成されておりますが、連結子会社3社はECサービス、デジタルコミック配信サービス、イベントサービスのアプリ提供事業者として設立しておりますが、各種サービスの主体的な運営は全て当社で行っております。

#### ECサービス

「漫画全巻ドットコム」（コミック全巻セットに特化したネット書店）、「ホーリンラブブックス」（女性向けネット書店）、「まんが王」（男性向けネット書店）のユーザー層／コンセプトの異なる種類のネット書店を運営しています。連結子会社の株式会社漫画全巻ドットコムはECサービスの漫画全巻ドットコムの電子コミック配信サービスで、顧客がダウンロードして使用するビューワーアプリの登録会社となっております。

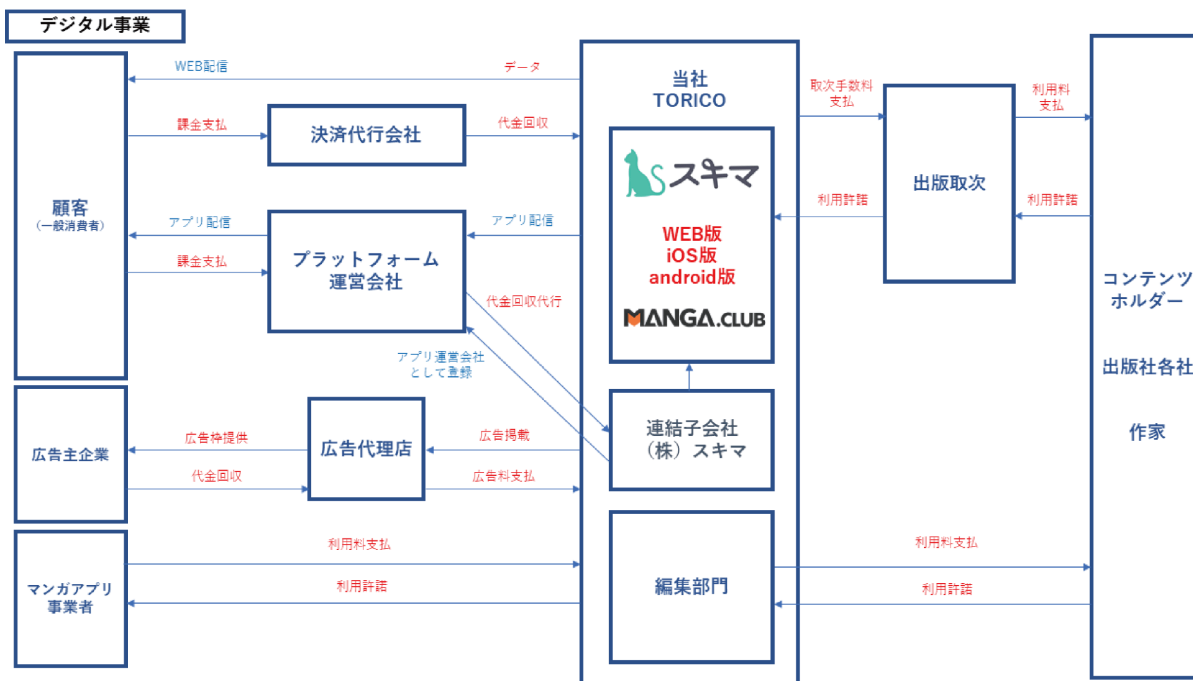
（事業系統図：ECサービス）



#### デジタルコミック配信サービス

国内デジタルコミック配信サービス「スキマ」、海外デジタルコミック配信サービス「MANGA. CLUB」の運営、自社オリジナルマンガ作品の編集・出版を行っております。国内/海外、ウェブ/アプリ、スマートフォン/タブレット/PCを問わない柔軟な閲覧が可能で且つ一部無料で読むことができることから、当社グループサービスの中では最大のユーザー数を誇るサービスに育っております。比較的ライトなユーザーにとってのマンガ閲覧のハードルをできるだけ低くすることによって、よりコアなサービスであるECサービス及びイベントへとユーザーを誘導する入り口としての役目も果たしています。連結子会社の株式会社スキマはデジタルコミック配信サービス（スキマサービス）のアプリ運営登録会社となっております。

(事業系統図：デジタルコミック配信サービス)

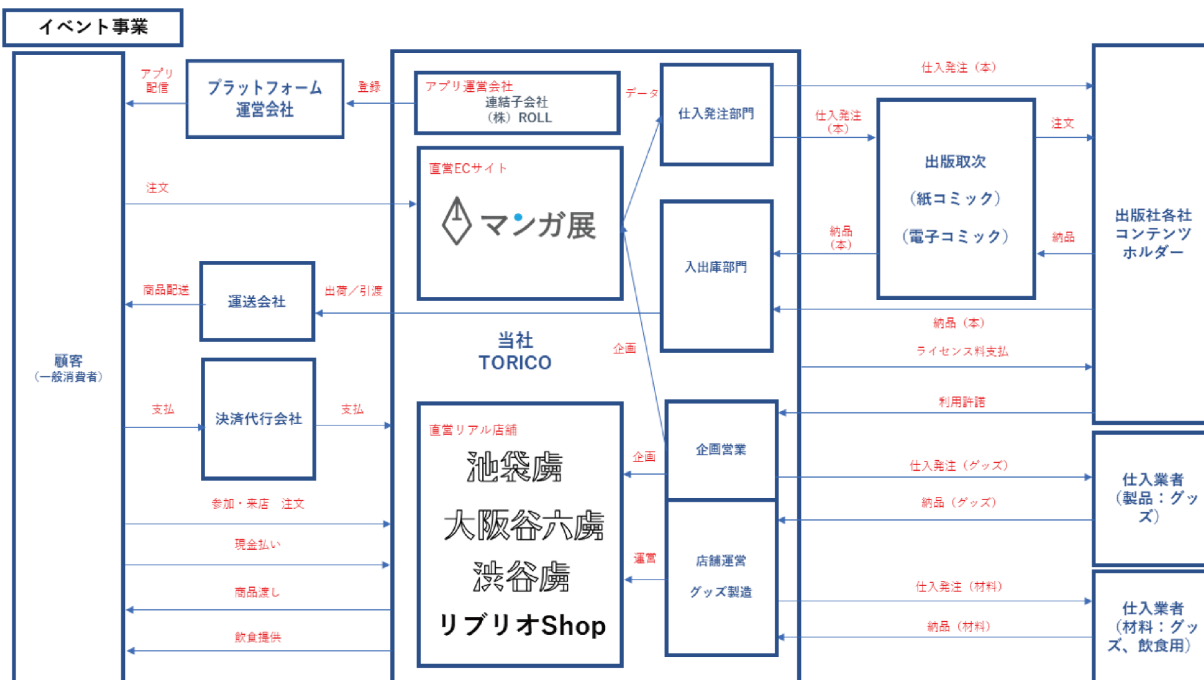


イベントサービス

消費者のニーズが「モノ」から「コト」へと変化する中で、当社グループは自社店舗で開催されるイベント「マンガ展」を通じて、マンガファンにマンガの閲覧だけでは収まらない新たな楽しみの機会を提供しています。具体的には、池袋「池袋虜」、渋谷「渋谷虜」、大阪「大阪谷六虜」の店舗にて、漫画家のサイン会、原画の展示、マンガの世界観を再現するフード/ドリンク、限定オリジナルグッズ、関連書籍の販売を行っております。また、福岡「リブリオShop」の店舗にて、図書館内での小規模コミック書店の運営を行っております。

また、ECサイト「マンガ展ストア」を通して、来店することなく一部のグッズを買うことが可能です。連結子会社の株式会社ROLLはイベントサービスのEC（マンガ展）の予約アプリの運営登録会社となっております。

(事業系統図：イベントサービス)



当社グループはこれらのマンガを軸とした複数サービスを並行して提供する事で、様々な嗜好を持つマンガファンがそれぞれのサービスを入り口として、別のサービスへと回遊/利用してもらうことによる相乗効果を狙っております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ROLL(注) 1.	東京都北区	9,990	アプリのアカ ウント管理	100	役員兼務1名
株式会社漫画全巻ドット コム	東京都千代田区	1,000	アプリのアカ ウント管理	100	役員兼務1名
株式会社スキマ	東京都千代田区	1,000	アプリのアカ ウント管理	100	役員兼務1名 当社と業務委託契約を 締結しております。

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

事業所の名称	従業員数(名)
本社(飯田橋)	61 [60]
池袋虜	1 [7]
大阪谷六虜	1 [6]
舎人DC	2 [15]
リブリオSHOP	0 [2]
渋谷虜	0 [3]
合計	65 [93]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は〔 〕外書きで記載しております。
2. 当社グループは、マンガ事業の単一セグメントであるため、事業所別の従業員数を記載しております。
3. 最近日までの1年間において従業員数が社員18名、アルバイト14名増加しております。主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

### (2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(名)	社員平均年齢(歳)	社員平均勤続年数(年)	社員平均年間給与(千円)
65 [93]	32.2	2.7	3,647

事業所の名称	従業員数(名)
本社(飯田橋)	61 [60]
池袋虜	1 [7]
大阪谷六虜	1 [6]
舎人DC	2 [15]
リブリオSHOP	0 [2]
渋谷虜	0 [3]
合計	65 [93]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む)は〔 〕外書きで記載しております。
2. 社員平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、マンガ事業の単一セグメントであるため、事業所別の従業員数を記載しております。
4. 最近日までの1年間において従業員数が社員18名、アルバイト14名増加しております。主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは「世界を虜にする」をビジョンに掲げ「世界に“楽しみ”を増やす」というミッションを実現するために、「漫画全巻ドットコム」をはじめとするマンガビジネスを展開しております。

また、上記理念のもと、当社グループの役員及び従業員全員の共通価値観として以下5つを定め日々の活動を行っております。

1. 「遊び」にマジメに、
2. とにかく速い、
3. 自分ゴト化する、
4. 日々挑戦、日々進化、
5. 隣人を饗す

#### (2) 経営環境

当社グループの経営環境の認識は、以下の通りであります。

2019年度は、当社グループが主として属するコミック市場の概況は、公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所によると、2019年のコミック市場(紙と電子合計)を推計4,980億円となっております。2017年には前年比2.8%減、2018年には1.9%増でしたが、2019年は12.8%増と、ヒット作の発生の影響も伴い市場も下げ止まりから増加に転じ、中長期のトレンドとしての市場の底打ち感が感じられます。

また、当社グループの主力事業領域であるECサービスによるコミック流通市場においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、在宅勤務や外出自粛に伴って可処分時間が増加し、いわゆる「巣ごもり消費」としての娯楽需要の増加が当社グループのビジネスにプラスの要素となりました。

さらに、当社グループの主力サービスであるマンガを全巻まとめて販売するサービスの需要については、近年マンガを原作とする各種メディアコンテンツの流通、展開が増加、多様化しており、再放送、アーカイブ、続編による熱量の継続によって、原作マンガの認知度が増加し、購買動機が増幅される好循環が見受けられます。

2020年度は、引き続きコミック市場の底打ちからの増加回復傾向が期待される中で、マンガを原作とするコンテンツの一つである「鬼滅の刃」のアニメ、映画も含めた多様なメディアでの爆発的なヒットが社会現象となりました。このような動きは一過性のものではなく、継続的にマンガ原作コンテンツのメディア展開、メディア展開を経由したコミックの売上増という好循環がさらに加速する機運と捉えております。

また2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける年度となる見通しです。マイナス面では、自社店舗でのイベント開催ビジネスでの一定期間の営業自粛の影響や、コミック配信サービスの広告収入ビジネスにおける広告単価の下落等の影響が年間を通して懸念されます。一方で主力のECサービスにおいては、紙コミック、電子コミックの双方での巣ごもり特需が継続され、年度前半をピークに平常化に向かいつつも、中長期的な感染症の影響が全世界的に継続する中で、余暇時間に対するライフスタイルの構造的な変化が見込まれます。インターネット上で手軽にコミック全巻セットを注文でき、迅速に商品が手元に届くという当社グループのサービスが顧客の需要と合致し、当社グループサービスの利用の一過性ではない継続的な拡大が見込まれます。

#### (3) 中期経営戦略

当社グループは、マンガ事業の単一セグメントであります。サービスごとの中期経営戦略は以下のとおりであります。

##### (ECサービス)

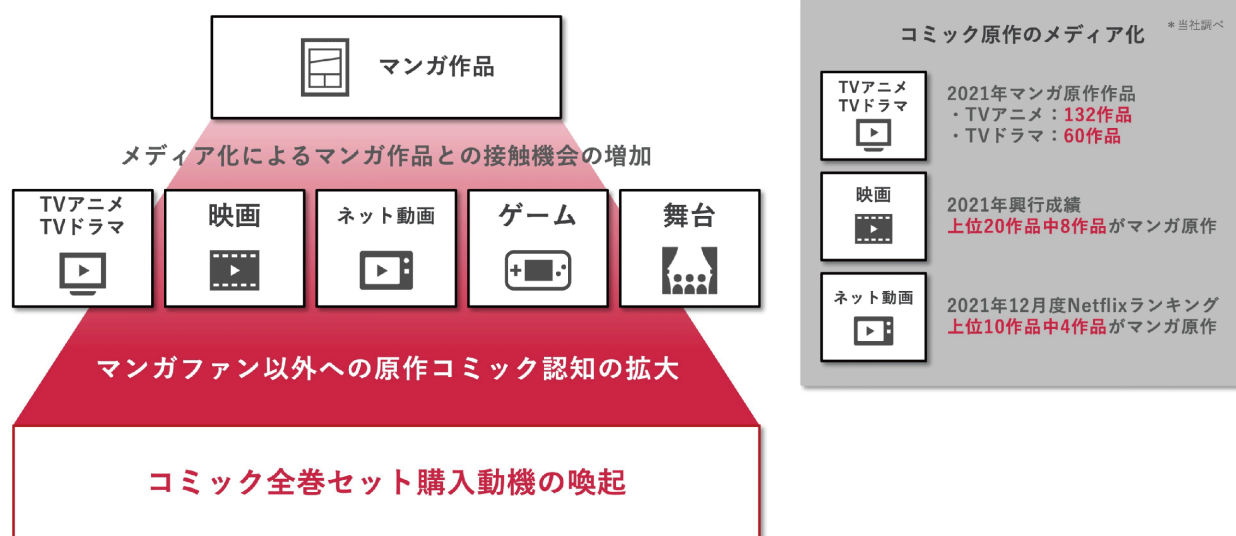
当社グループの主力サービスであるECサービスについては、まず近年見られる現象として、マンガ作品のメディア化(TVアニメ、TVドラマ、映画、動画配信サービス、ゲーム、演劇等)が老若男女幅広い層への認知を生み出し、強いブーム性のある新たなコミック需要を喚起するという傾向が続いており、今後もメディア作品の原作としてのコミックのニーズは高まっていくと思われまます。

また、足元では新型コロナウイルス感染症対策における、在宅での可処分時間の増加やいわゆる「巣ごもり消

費」の長期持続が想定される中で、自宅におけるエンターテインメントの選択肢として、マンガが存在感を増していることが、マンガ全巻買いへの需要の拡大の要因となっていると見込んでおります。

そのような、経営環境を背景に、当社グループは現時点でコミックを全巻セットで販売するサービスにおいては優位な販売シェアを獲得できていると想定しており、以下に掲げる強みを武器に、サービス競争力をさらに高めてゆくことを基本戦略としております。

## メディアミックスによるマンガ全巻需要の拡大



### 強み

#### ① ロングテール戦略による差別化

当社グループは「コミックのまとめ買い」サービス事業者のパイオニアとして、事業開始以来15年にわたりデータを蓄積、更新し続けることで独自のデータベースを構築してまいりました。このデータベースと全巻セットに特化した倉庫運営によって、漫画全巻ドットコム内での2021年11月末時点の購入可能コミック全巻セット数は22,303セットと、競合他社を引き離し優位なポジションを築いていると考えております。

最新の人気コミックから他社では取り扱いが無いような往年の名作コミックまで幅広い品揃えを持つことによって、今後も「コミックのまとめ買い」という購入方法、ライフスタイルを広げていき、紙コミックの市場規模拡大に貢献し、拡大した市場成長を享受できる立場にあると自負しております。

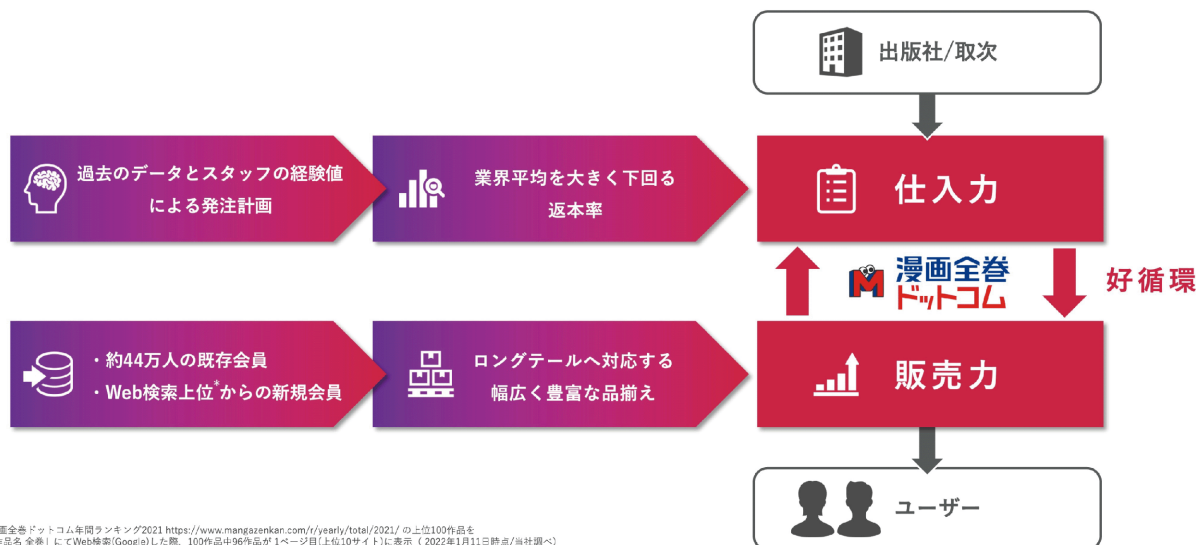
#### ② 好循環をもたらす販売力と仕入れ

15年にわたる出版社との強いネットワーク、独自データベースと経験値がもたらす低返本率により、出版社は返本リスクの低減、出版取次は返本物流コスト負担の軽減に繋がっています。また、出版取次からの配本数は返本率・販売量が反映されており、当社の安定的な仕入れは他社がすぐに到達し得ない参入障壁であると自負しております。

この仕入れに、既存購入会員(441,284名/2021年12月末)のリピート購入、既存データを活かした新規顧客の獲得による販売力が加わることで、「返本することなく大量に販売する」ことが「在庫を切らさない安定的な仕入れ」につながるという好循環を継続的に生み出しています。



## 好循環をもたらす販売力と仕入力

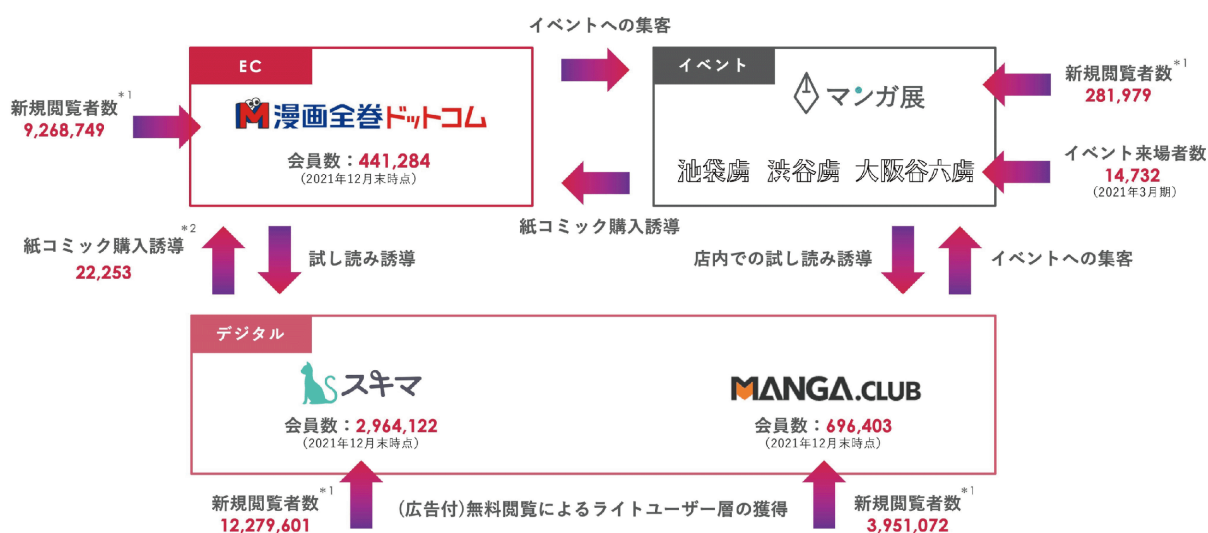


\*漫画全巻ドットコム年間ランキング2021 <https://www.mangazentan.com/f/yearly/total/2021/> の上位100作品を「作品名全巻」にてWeb検索(Google)した際、100作品中96作品が1ページ目(上位10サイト)に表示 (2022年1月11日時点/当社調べ)

### ③ マンガを軸としたサービス横断による相乗効果

当社グループは、紙コミック、電子コミック、マンガ関連イベント運営とフォーマットに囚われない多面的なサービスを提供しているため、様々なマンガファンとのコンタクトポイントを有しております。単一サービスでは成し得ない各サービス間のユーザーの循環によって、ユーザーに対し継続的に価値を提供し、長期的な収益を目指してまいります。

## サービス横断によるユーザーの循環



\*1 2021年3月期における各数値をGoogle Analyticsにて抽出  
\*2 2020/04/01～2021/12/31における数値をGoogle Analyticsにて抽出

具体的な戦略、施策としては以下を推進していく予定です。

### 施策

#### ① 広告宣伝/広報/マーケティング強化によるブランド認知度向上

TV、ラジオ、ネットニュース、ネット広告等メディアでの露出を通じて「漫画全巻ドットコム」の認知度は徐々に広がりつつありますが、「コミックのまとめ買い」の手軽さ、楽しさの認知を一層広げていくことが売上拡大を図るにあたり重要であると認識しております。特に45歳以上の中高年層はマンガ世代であるにも関わ



らず現状アクセス数が少なく、今後の売上拡大の余地として考えております。

### ② データベース活用による売上拡大・コスト削減

データベースを最大限活用することによって、サービスの利便性向上、顧客満足度の向上、欠品／過剰在庫の回避、効果的な新規サービスの開発等を実行することが、今後の売上拡大・コスト削減への大きな要素であると考えます。また、更なるデータ活用の精度向上は当社グループの成長余地であると認識しています。

### ③ 自社物流倉庫機能の強化

ブーム性のあるコミックから年に数回しか注文のないコミックまで幅広い顧客需要へ対応すべく、随時、倉庫オペレーションの効率化・自動化、必要に応じて増床していくことによって機会損失を最大限回避して参ります。また、欠品の減少、注文から出荷までの時間短縮を更新し続ける組織体制の構築を推進して参ります。

### (イベントサービス)

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で店舗における売上計画の見直しを行う一方でグッズの自社企画力、製造力を高めてEC販売での売上増加と収益性の改善を図る戦略を進めております。2021年度以降は、イベントビジネスの環境改善が予測される中で、当社イベントサービスの特徴である、アニメ化される人気作品から熱量の高いファンを抱えるニッチ作品まで幅広く企画実施できる事と、自社でのグッズ企画・製造能力が向上する事で、イベントサービスの潜在的な成長性は高いと考えており、特に店舗物件の空室率が上昇する中で新規出店できるビジネスモデルを持つ優位性を最大限発揮することで売上成長を加速して参ります。また、同ビジネスにおいては海外マンガファンのニーズも高く、強く支持されていることから海外市場への進出も積極的に推進していく予定です。

マンガがアニメ化されネット動画で拡散されることで、マンガ作品の認知度は世界的に高いものの紙コミック、電子コミックは言語の違い、海賊版等の障壁でビジネスを拡大出来ていない一方で、グッズに関してはどの地域であっても手軽に購入出来る非言語商材であるため世界的なニーズが存在していると考えます。

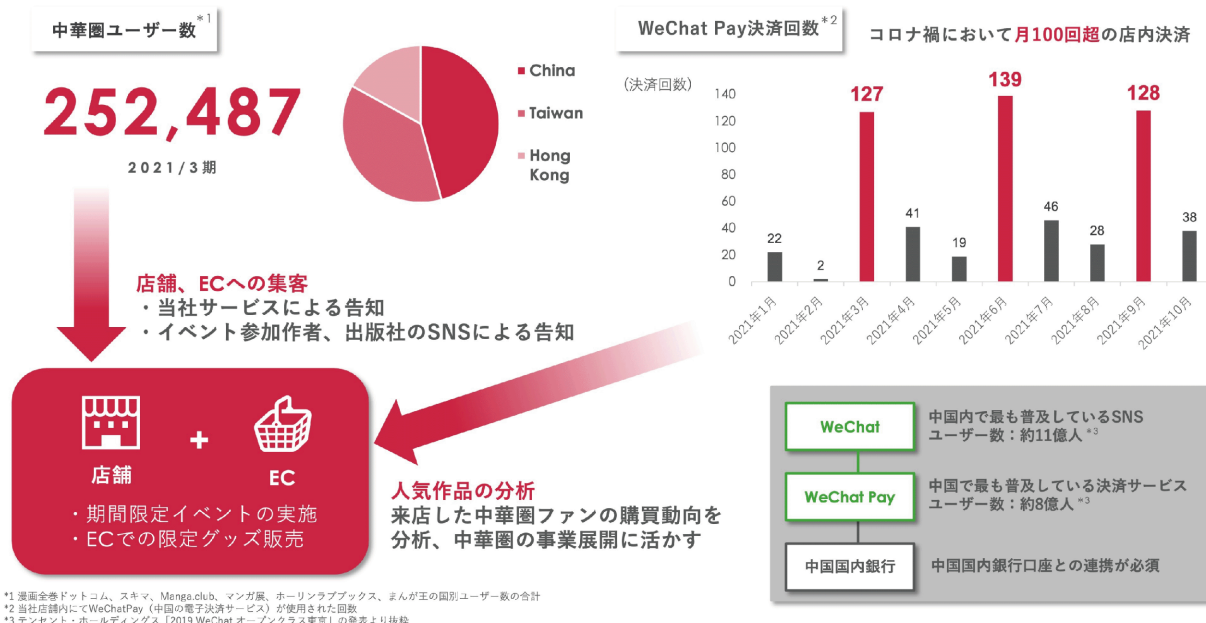
## マンガ・アニメのオリジナルグッズをボーダーレスに販売



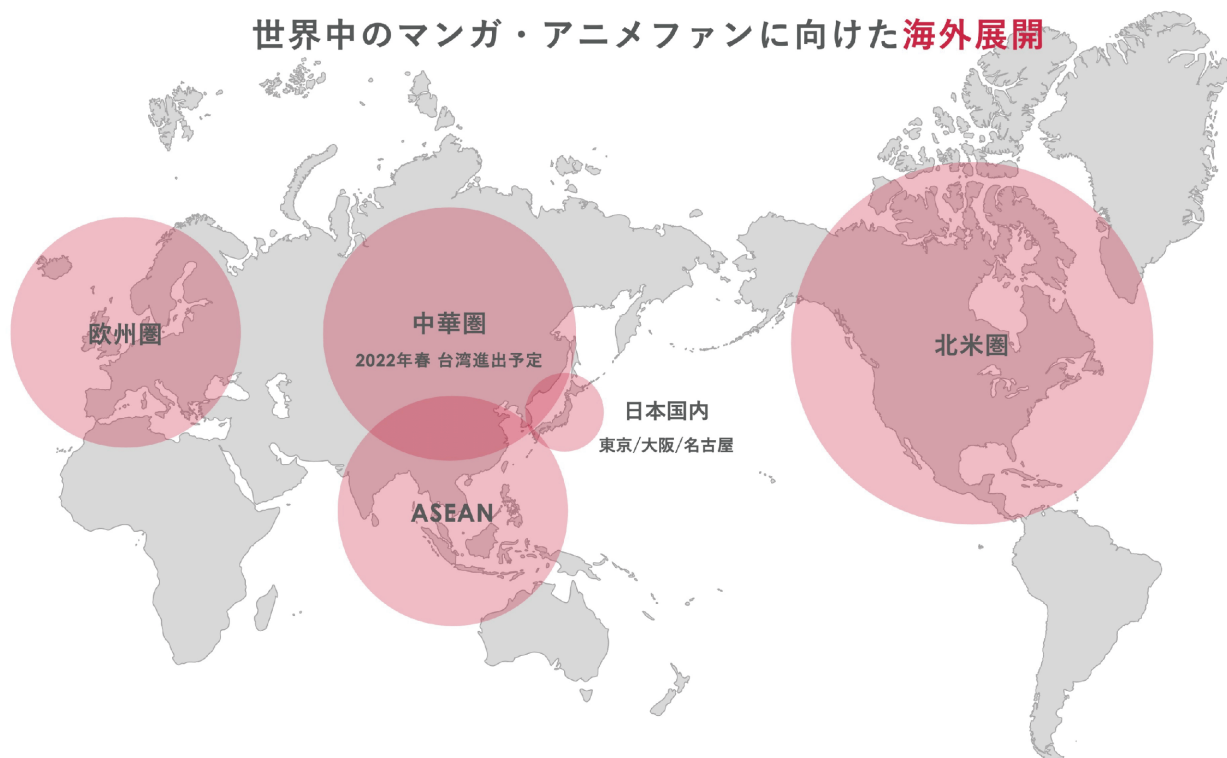
\*1 アニメ産業レポート2021 一般社団法人日本動画協会  
\*2 平成29年度 知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業におけるコンテンツ分野の海外市場規模調査 経済産業省

また、現在、当社グループの店舗は国内に限られますが、国内店舗でのイベントにおいて中国の電子決済サービスであるWeChatPay(微信支付)による決済が百回を超える月が複数発生しており、渡航が制限されている期間であることを考慮すると中国経済圏現地での可能性はかなり高いと考えております。

## 既存データを活用した海外イベント展開（中華圏）



## 世界中のマンガ・アニメファンに向けた海外展開



（デジタルコミック配信サービス）

2020年度は、コロナの影響による広告単価の低迷下でコンテンツの拡充等で会員数を増やし課金売上主体の成長を図りますが、2021年度は、徐々に広告単価が回復し広告売上の増加を見込んでおります。サービス開始以来、着実に登録会員数を伸ばし続け、2021年12月末現在2,964,122名は当社グループのサービスにおいて最大規模のサービスに成長しました。既存会員に加えて、上場効果によるサービス知名度の向上からの広告収入、課金収入の両面での拡大を単体サービスとして目指すと共に、当社グループ最大会員数を活かして他サービスへの誘導を積極的に進めることでサービス価値の向上を図って参ります。

（4）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な成長と企業価値の拡大を図るために、事業規模の拡大を重視しており「売上高」を重要な指標と考えております。

また、当社は、紙コミックのECサービスを主としており、売上総利益率はある程度、固定化されているものの、倉庫物流業務の効率化などの企業努力と、各種マーケティング施策等で、顧客にどれだけ付加価値のある楽しみを提供できたかを測る指標として「売上高経常利益率」を重要な指標としております。売上高経常利益率は、営業活動が効率的に行われたかどうかを見るために有効な指標であることが当該指標を重視している理由であり、業界構造の観点から書店平均の数値は1%以下と推測されるなかで、当社では常に業界平均を上回る利益率の水準を実現する事を中期計画における経営目標の目安としております。

また当社の取締役会等でサービスの月次推移を報告するにあたっては、販売者数や月間アクティブユーザー数、コンバージョンレート、顧客単価等をKPIとして使用しており、2022年3月期利益計画における各KPIは、販売者数(約52万人)や月間アクティブユーザー数(約260万MAU)、コンバージョンレート(約1.65%)、顧客単価(約8,600円)を計画に達成に必要な目安と定めその推移を確認しております。

#### (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、これまで培ってきたビジネス基盤をさらに強化することで成長の持続を図ると共に、新規マンガビジネスの領域への積極的な取り組みを行うことで、高い成長率を維持することが重要と認識しております。また、コーポレート・ガバナンスの充実も重要な課題と認識しております。

##### ① サービスのブランド価値向上

当社のコミック全巻セットECサービスは、国内の紙のコミック書籍市場全体が近年減少し続けるトレンドの中で、大きな成長を継続しており、且つ「コミックのまとめ買い」サービス需要においては、当社は同様のサービスを専門的に供給する事業者として、2021年3月期においては、年間で約45億円規模のサービス売上を実現できている供給者となっております。当社はこのような販売実績のアドバンテージをさらに強化すべく「漫画全巻ドットコム」をはじめとする各サービスのブランド価値向上に努めて参ります。

##### ② 海外事業展開の推進

当社は、日本国内で展開するマンガビジネスの需要が、世界のマンガファンにも同様に大きな潜在需要があることを、これまで国内に訪れた外国人顧客の消費行動や、海外からのアクセスで利用されたサービス実績から認識しています。コロナ禍で外国人の往来に制限が生じている状況も踏まえながら、当社のビジネスノウハウを活かして国内からの発信のみならず、海外拠点を通じたEC、イベントビジネスを積極的に進めることで収益機会の拡大を図っていく方針であります。まずは文化的に親和性の高いアジアを足掛かりとして、将来的には全世界への事業拡大を目指して参ります。

##### ③ システム技術及び物流機能の強化

当社は、多くのサービスをインターネット上で提供しており、サービス提供にあたりシステム稼働の安定性を確保することが重要な課題と認識しております。そのため、各サービスへのアクセス増大時の負荷分散や顧客満足度の向上に向けた機能開発、設備投資等の継続的な実施を行って参ります。また、商品取扱量の増加に合わせた物流倉庫機能の強化が重要であり、安定性・安全性の向上に取り組んで参ります。

##### ④ 優秀な人材の確保及び内部統制、コンプライアンス体制の強化

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたり、従業員のモチベーションを高める人事施策や労働環境の構築に努めながら、当社のミッションやバリューに共感し、今後の事業展開に賛同し、積極的に活躍できる優秀な人材の採用に取り組んで参ります。また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図って参ります。

##### ⑤ M&Aの活用

新規事業及び周辺事業の拡大の為には、M&Aも有効な手段であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資対効果はもちろん、対象企業の将来性や当社ビジネスとのシナジーの有無を十分に検討した上で、積極的に取り組んで参ります。

## ⑥ 持続可能な社会への取り組み

当社は、今後の企業活動が長期的な視点で社会に与える影響を考慮し、経済価値のみならず持続的に社会価値を創出する企業を目指し経営を進めていくことが必要だと考えております。特に全ての従業員に対して年齢、性別、国籍に関わらない公平な賃金の支払いに努めるとともに、ジェンダー・ペイ・ギャップの解消を目指していく事や、各自の能力を十分に発揮できる成長機会の提供と入社時の雇用形態に捉われない公平な評価を目指していく事を重視しております。

## ⑦ 流動性の確保及び企業価値の拡大

当社が上場に伴い実施する公募及び売出しによって当社の流通株式比率は取引所が定める形式要件を充足する見込みです。当社株式の流通株式数は投資家による売買を通じて変動することとなりますが、今後においても取引所が定める形式要件を充足し続けるために、流動性確保に努める方針です。また、本書提出日現在において想定する、当社の上場時の流通株式時価総額は、取引所が定める形式要件に近い水準ですが、当社の経営方針・経営戦略に沿い、事業規模・売上高ならびに利益額・利益の成長を通じて企業価値を継続的に向上させることで流通株式時価総額の拡大に努める方針です。

## 2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性がある主要なリスクは以下のとおりであります。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に最大限の努力をしております。また、当社グループとして必ずしも重要な事業上のリスクに該当しないと考える事項につきましても、投資者の判断上、あるいは当社グループの事業活動を理解するうえで重要であると考えられるものについては、投資者に対する積極開示の観点から記載しております。当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。また当社グループのリスク管理に関する規程及びその他体制については、4 コーポレート・ガバナンスの状況等、(1) コーポレート・ガバナンスの概要、③ 企業統治に関するその他の事項、イ. 内部統制システムの整備の状況、(3) 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制、に記載しております。

### (1) 事業環境に関するリスクについて

#### ① 紙コミック市場について

当社グループの主力ビジネスが属する最近4年間における国内コミック市場(紙コミック(コミックス+コミック誌)+電子コミック)の売上高は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	合計	前年度比	紙コミック	前年度比	電子コミック	前年度比
2020年度	6,126	123.0%	2,706	113.3%	3,420	131.8%
2019年度	4,980	112.7%	2,387	98.9%	2,593	129.5%
2018年度	4,415	101.9%	2,413	93.4%	2,002	114.5%
2017年度	4,329	97.1%	2,582	87.1%	1,747	117.1%

(注) 出典：公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所『出版月報』2021年2月号(2021年2月25日付)

全体として横這いトレンドから増加に転じている紙コミック市場において、同期間において当社グループの売上がコンスタントに拡大できているのは、国内コミック市場において、EC比率の継続的な拡大と、その中でもマンガのメディア化という追い風を受けた「コミックのまとめ買い」市場が相対的に伸びていることによると推定しております。当社グループの業績計画は上記のような市場トレンドの予測の基に成り立っておりますが、将来コミックEC市場やマンガ全巻買い需要のトレンドについて、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、予測しえない不測の事象が発生した場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



## ② 電子コミック市場について

当社グループのデジタルコミック配信サービスの背景となる電子書籍市場は、スマートフォン・タブレット端末が普及したことにより、大きく成長しております。一方で、競合他社の参入により競争は激化してきております。当社グループはこうした電子書籍市場の拡大や幅広い表示端末に対応し、各種サービス内容の拡充と整備を進めていく所存であります。万が一、電子書籍市場の拡大が想定どおりに進まなかった場合、法制度の改定等により当社グループが行うサービスが規制対象となった場合、その他予測し得ない不測の事象が発生した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ③ ウェブ・アプリ広告の動向について

当社グループが運営するデジタルコミック配信サービスでは、数多くの広告主及び広告代理店(以下「広告主等」という)へ広告の掲載を委託しており、広告の収益性は経済状況、市況、広告主等の経営状況によって変動する可能性があります。当社グループといたしましては、新しい広告システムの情報収集を積極的に行い、常に安定かつ高収益の広告が配信できるよう努めております。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、広告主等の状況により広告出稿意欲の減衰があった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## ④ Apple、Googleの動向について

当社グループの売上の一部は、スマートフォンアプリを利用した課金売上及び広告売上(2021年3月期で当該アプリ売上は36百万円で売上全体の0.7%)であり、当社グループの事業モデルは、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2社のプラットフォーム運営事業者に依存しております。現状の影響は軽微ではありますが、これらプラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、手数料率等の変動等何らかの要因により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、プラットフォーム運営事業者の方針変更などにより、当社グループの提供するアプリや当社グループのアカウントがプラットフォーム運営事業者により停止又は削除された場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 事業内容に関するリスクについて

### ① 商品ニーズ、ユーザー嗜好の変化

当社グループのビジネス商材であるコミック市場においては、ユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、特にマンガ全巻売りビジネスにおいては、マンガを原作とするコンテンツのメディア化やヒットの発生を的確に捉えた需要の予測を的確に行う必要があります。ユーザー嗜好の変化に機敏に対応する必要があります。そうしたユーザーの嗜好の変化や、需要の的確な予測ができない場合、予測に遅れが生じた場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、十分な商品の確保と供給が行えずに、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### ② 特定事業への依存について

当社グループは、主力サービスであるコミック全巻売りを中心としたECサービスの売上規模(2021年3月期売上高4,507百万円)及び全体売上に占める比率(同90.3%)が大きく、仕入、販売、出荷配送の商流運営において、多くの経営資源を集中させております。一方で付帯する様々なマンガビジネスを展開しており、今後はイベントビジネス等、新たな柱となるサービスを育成し、収益構造の多様化を図って参りますが、事業環境の変化等により、主力のECサービスが停滞又は縮小した場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

### ③ 競合他社の影響について

当社グループが行うマンガビジネスは、ECサービス、コミック配信サービス、イベントサービス等全般について、特許等による特別な参入障壁が存在しない業界であります。そのため、特に電子コミックを用いたサービス

においては近年多数の企業が参入し、競争が激化しております。このような環境の下、当社グループは、紙コミックの全巻売りを主とするネット書店運営をコアビジネスとし、競合他社とは違う戦略路線で積極的にサービスの拡充及びサービスの差別化を図り、当社グループならではの付加価値を増やしてきました。ただし、今後の当社グループの戦略が模倣され、紙コミックの全巻売りビジネスにおいても、競争が激化した場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 特定取引先への依存について

当社グループは、主力のマンガ全巻売りのECサービスの商流においては、紙コミックの仕入れの取次会社として楽天ブックスネットワーク株式会社と、電子コミックの仕入れの取次会社として株式会社メディアドゥと、出店モールについては、楽天グループ株式会社、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社等と、販売商品の出荷配送においては佐川急便株式会社と、それぞれ取引契約を締結しており、これら主要取引先への依存度が高まっております。しかしながら、これら取引先との永続的な取引が確約されているものではなく、仕入料率や、出店手数料率、配送費用等の改定等の契約条件の変更等があった場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤ システム障害について

当社グループの事業は、携帯電話やPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故(社内外の人的要因によるものを含む)等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社グループのコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、当社グループの運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### ⑥ 当社グループ物流機能の運営及び在庫管理について

当社グループの主力ビジネスである紙コミックのECサービスにおいて、当社グループは自社で倉庫を持ち、商品の仕入れ納品から、受注後の出荷配送迄の、物流機能を有しております。日々の在庫管理においては、過剰在庫の発生や売上機会損失の発生(不足)のない適正な水準で、在庫のコントロールを行っておりますが、在庫水準のバランスが崩れた場合には、資金コントロールに影響を及ぼす可能性があります。

また、適切な在庫保管業務や、商品受発注時の迅速な物流機能の提供の為に、売上の拡大に応じた十分な人員の確保と、施設、設備の拡張等の対応、維持、メンテナンスの実施を行っておりますが、将来的に十分な人員・人材が確保できない事等が発生した場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

#### ⑦ 再販売価格維持制度に関するリスク

当社グループの主力ビジネスであるコミックのECサービスは、出版業界に属しますが、同業界は再販売価格維持制度と委託(販売)制度下にあり、商品の供給元である出版社が小売業者の売価変更を許容せず、定価販売を指示する一方で、定められた期間内であれば書店は売れ残ったものについて返品が認められる出版物販売方法を行っております。当社グループのサービスは一般的な書店と比較して返品率の低いサービス運営を行っている為、他の書店と比較してのマイナス面での影響は小さいと考えてはおりますが、今後、再販売価格維持制度の改正又は廃止等が行われた場合は、委託販売制度への影響も含めて、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧ 著作物の利用許諾契約について

当社グループは、電子コミックの配信にあたり、著作権者等の取引先(法人及び個人)との間で著作物利用許諾

契約を締結するとともに、これら取引先との良好な信頼関係を築いております。サービスの拡大においては、これら契約の継続を前提としておりますが、著作権元自身が同様の事業展開を行うことにより著作権を獲得できなくなった場合等、何らかの事情により著作権元から使用許諾が得られなかった場合や、契約の更新ができなかった場合、または著作物の利用料が変動した場合は、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑨ 海外展開について

当社グループは、今後の事業展開として、これまで国内で培ったマンガファン向けのマンガ関連イベントの企画、開催ノウハウを用いて、海外のマンガファンを対象に、イベントビジネスを展開することを企図しております。しかし、当社グループは海外ビジネスの経験が少ない中で、海外においてはユーザーの嗜好や法令等が、日本国内と異なることがあり、必要な人材の確保を含めて当社グループの想定通りに事業展開できない場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 組織体制に関するリスクについて

#### ① 組織規模が小さいことについて

当社グループ組織は、従業員数が2021年3月末現在で50名(臨時従業員を除く)と規模が小さく、現在の社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。当社グループでは、今後の事業推進、展開、拡大に対応して人材の採用、育成と管理体制の強化を進めて参りますが、必要な人材の確保や社内教育等が順調に進まなかった場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業拡大に影響を与え、その結果、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 人材の採用育成について

当社グループは、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上、技術革新への対応に当たっては開発部門を中心に高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画どおりに進まなかった場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 特定人物(創業者)への依存に係るリスクについて

当社代表取締役である安藤拓郎は、当社の設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において、重要な役割を果たしております。このため当社グループでは安藤拓郎に依存しない体制を作るために、経営体制の強化を図っております。しかし、現状において、何らかの理由により安藤拓郎が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 法的規制に関するリスクについて

##### ① コンプライアンス体制について

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として年一回以上の社内研修を実施し、周知徹底を図っていく予定です。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの企業価値及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ② 知的財産権について

当社グループは、電子コミックの配信にあたり、著作権をはじめとする知的財産権を侵害しないよう、取引先との間で締結する著作物の利用許諾契約を遵守し事業を展開しております。しかしながら、電子書籍の販売は新しい業態であるため、今後の法改正や解釈の変更、並びに海外展開による権利処理の複雑化等により、第三者から知的財産権に関する侵害を主張される可能性があります。このような場合、解決までに多くの時間と費用が発生する等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ③ 「個人情報の保護に関する法律」について

当社グループは、サービス提供にあたり、取引先、コンテンツ利用者等の個人情報を取得する場合があります。これらの情報を適切に保護するため、Pマークを取得し、情報へのアクセス制限や不正侵入防止のためのシステム対応、「プライバシーポリシー」等の情報管理に関する規程の作成等、個人情報保護のための諸施策を講じるとともに、個人情報の取得は必要最小限にとどめております。しかしながら、外部からの不正アクセス、故意または過失等による情報漏洩に関するリスクは完全には排除できないことから、個人情報が流出する可能性があります。このような場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、損害賠償の請求や信用低下等によって、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ④ 「特定商取引に関する法律」について

当社グループは、「特定商取引に関する法律」の定義する販売事業者に該当するため、サイト上で「特定商取引に関する法律」に基づく表示を行っております。今後、上記法令の改正等により規制の範囲が拡張した場合には、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑤ 「製造物責任法（PL法）」について

当社グループは、イベントサービスにおいて、開催イベントに関連するグッズの企画から一部製造を、また軽飲食物のコラボメニューの企画と加工食品の提供を行っており、商品の欠陥に起因する事故が生じた場合には、「製造物責任法（PL法）」により損害賠償問題が発生する可能性があります。当社グループでは、このような事故が生じないよう、品質管理、生産管理体制を整備しておりますが、万が一の事故に備えてPL保険に加入しております。過去に「製造物責任法（PL法）」に抵触した問題は生じておりませんが、問題が生じた場合、損害賠償や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑥ 「食品衛生法」について

当社グループが提供する商品・サービスにおいて、協力会社先等の「食品衛生法」の遵守体制を確認したのち取引を開始しておりますが、当社グループが提供する食品が食品衛生法に抵触することが発見された場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑦ 「資金決済に関する法律」について

当社グループは、「資金決済に関する法律」の定義する事業者に該当するため、サイト上で「資金決済に関する法律」に基づく表示を行っております。今後、上記法令の改正等により規制の範囲が拡張した場合には、当該



リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑧ 青少年保護に関連する法令について

本書提出日現在、当社グループは「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等の法令等の遵守に努めております。なお、当社グループのデジタルコミック配信サービスは「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」及び各地方公共団体が制定する青少年健全育成条例等が規制対象とする事業に当たりません。しかしながら、当社グループではコミックを配信する前に、東京都の青少年有害指定図書等における指定状況の確認、各プラットフォーム運営事業者の基準や当社グループの基準に照らし合わせ、表現の健全性を確保するように努めております。これらの法令が改正・解釈の変更または新たな法令の制定により、何らかの制約を受けることとなった場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) その他のリスクについて

#### ① 自然災害、事故等について

当社グループでは、自然災害、事故に備えて、データの定期的なバックアップ、システム稼働状況の監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社グループ所在地周辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの設備の損壊や物流網のストップ、電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事業が発生して、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 伝染病・感染症等について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年に政府が発令した二度の緊急事態宣言により、所謂巣ごもり需要の増加に伴うサービス利用者が増加した一方で、中長期的には国内景気の悪化による消費の冷え込みへの懸念等、先行きの不透明感は増しており、その影響の分析について、継続して注視して参ります。特に、当社グループが付带的に展開するマンガイベントビジネスについては、緊急事態宣言下では開催を自粛せざるを得ない時期も発生しており、感染拡大の状況や政府自治体の対応に対して直接的な影響を受けやすいビジネスとなっております。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染症が長期間にわたり拡大・蔓延した場合、当社グループの従業員の感染リスクや人材の確保への影響を与える可能性があります。当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループでは、これらの影響を回避又は軽減するために、取引先とも協力しながら事業所内における感染防止対策を徹底し、従業員の安全確保に努めるとともに、感染者が発生した場合の対応を検討する等、危機管理の徹底に取り組んでおります。また、在宅環境における業務・開発環境の整備を行う等、テレワークの推進にあたっております。しかしながら当社グループにおいて、伝染病・感染症等に対し適切に対応できなかった場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 風評被害に係るリスク

当社グループの風評や評判は、当社グループのサービスを利用する顧客、取引先、投資家、従業員及びその家族等のステークホルダーとの信頼関係を良好に築くために非常に重要です。当社グループは、サービス利用顧客及び取引先企業等に丁寧に対応し信頼関係の構築に努めております。また今後は、当社グループに対する理解を深めていただくように、適時適切な開示を行っていく方針です。しかしながら、予期せぬ事態が発生した際に適切な対応が行えなかった場合はステークホルダーからの信頼を損なうことになり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 訴訟等に係るリスク

当社グループは、本書提出日現在において、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、当社グループが提供するサービスの不備、当社

グループが提供するサービスアプリケーションの不具合、個人情報等の漏洩等により、訴訟を受けた場合には、当社グループの社会的信用が毀損され、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 会計上の見積りに関するリスク

当社グループは、連結財務諸表の作成にあたり会計上の見積りが必要な事項については、合理的な基準に基づき見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、金額の見直しや実際の結果と異なる場合があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期を正確に予測することはできませんが、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

なお、提出日現在でこれらの新株予約権による潜在株式数は204,000株であり、発行済株式総数1,158,400株の17.6%に相当しております。

⑦ 資金使途について

今回計画している公募増資による資金調達の使用につきましては、運転資金(エンジニア増員採用費用)、運転資金(事業拡大に伴う在庫拡充資金及び売掛金増加分)に充当する予定であります。しかしながら、変化する経営環境に柔軟に対応するため、現時点での計画以外に充当される可能性もあります。尚、公募増資による資金調達の使途が変更になった場合には、適時適切に開示を行います。

⑧ 配当政策について

当社グループは現在、成長過程にあると考えており、更なる財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、現時点においては、内部留保の充実を図り、事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、設立以来、配当は実施しておりません。将来的には、その時点における経営成績及び財務状態を勘案しつつ株主に対し利益還元を実施していく方針ではありますが、今後の配当実施の可能性及び実施時期等につきましては未定であります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### ① 経営成績の状況

第16期連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度における我が国経済は、会計年度全般を通して、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大によって度重なる緊急事態宣言が発令された事により、経済活動の制限が断続的になされ、急速な景気減速となり、先行きが不透明な状況下での活動となりました。

このような状況の中、当社が属する出版流通業界におけるコミック市場においては、新型コロナウイルス感染症の影響で断続的な外出制限が行われた事で、紙コミック、電子コミックの双方で巣ごもり消費が促される事となり、市場拡大の一因となったと推測されます。またマンガを原作とする「鬼滅の刃」コンテンツの社会現象規模での大ヒットも発生し、特殊な需要要因が2つ重なる1年となりました。そのような結果、紙コミック、電子コミック共に過去最大の市場の伸びとなり、前年比123%増の6,126億円に拡大しました(出典：公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所『出版月報』2021年2月号(2021年2月25日付))。

当連結会計年度で発生したと見られる特殊要因的な需要については、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により社会生活の制限が長期的に持続されており、ライフスタイルそのものの変容の傾向が見受けられます。また、マンガを原作とするコンテンツの需要についても、鬼滅の刃ブームだけにとどまらず、今や多くのマンガを原作とする優良コンテンツのドラマや、アニメ、映画、ゲーム、舞台といったメディア展開の多様化が加速しており、中長期的にもコミック市場の拡大の要因となる可能性があります。

このような状況の下で、当社の主力サービスである「漫画全巻ドットコム」を中心としたECサービスでは、上記に示した特需の影響を受けながら、読者顧客が読みたいマンガを自宅から注文すると迅速に全巻届けられるというサービス需要が増し、注文数が大きく増加しました。その中で、当社もその需要に最大限応えるべく、出荷発送活動を止めることなくサービス提供を継続した結果、コミック市場の成長を大きく上回る成長率での売上の増加となりました。

また、主力のECに続く新たな成長ビジネスと位置づけるイベントビジネスについては、当連結会計年度のスタートの3か月は、新型コロナウイルス感染症対策での自治体の自粛要請等を受けてイベント開催を中止、延期した結果、売上の立たない厳しい状況となりました。一方で、「マンガ展」ブランドで展開するECストア経由でイベントグッズ商品を拡販すべく、グッズ製造体制を強化した結果、グッズのEC売上が増加し、併せて自粛再開後の7月以降は、池袋と大阪の自社店舗を中心とした開催イベントの売上が急速に拡大し、イベントビジネスの売上は前年比で2倍近い伸びでの拡大となりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,991,170千円(前年度比157%)、営業利益は258,691千円(前年同期32,142千円の営業損失)、経常利益は273,669千円(前年同期28,628千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は254,307千円(前年同期2,730千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となり、会社創立以来で最高水準の売上、利益を実現しました。

※注 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

第17期第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当第3四半期連結累計期間(2021年4月1日～2021年12月31日)におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進んだことに伴い、緊急事態宣言が2021年10月1日に解除され徐々に経済活動の正常化への動きがみられましたが、2021年年末には再び変異株の世界的な拡大リスクも発生し、未だ収束は見通せず先行きは不透明な状況にあります。

一方で当社グループが主に事業を行う出版流通業界におけるコミック市場の概況は、公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所によると、2020年のコミック市場(紙と電子合計)は推計6,126億円と発表されており、2018年の1.9%増から、2019年は12.8%増、2020年は23%増と増加率が加速しております。その要因として、中長期的に減少傾向にあった紙コミック市場が、2018年の△6.6%、2019年の△1.0%から、2020年は13.4%と増加に転じた事がコミック市場の成長を牽引しております。

当グループの当第3四半期連結累計期間の経営環境については、前連結会計年度の当社グループの大幅な売上・利益の拡大要因になったと考える、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務や外出自粛に伴って生じた、いわゆる「巣ごもり消費」による特需要因はピークアウトを迎え、当連結会計年度は一定の需要の減速を想定しておりましたが、引き続き需要は減少する事なく持続しており、期初に計画した売上成長を上回る拡大を継続できております。

当第3四半期連結累計期間の当社サービス環境の好調持続の要因としては、上記に記載しました、いわゆる「巣ごもり消費」が特需的な要因だけではなくコロナの長期化に伴い人々のライフスタイルの変容として定着していると考えられる事、また漫画を原作とする各種メディアコンテンツの展開が複数作品のヒットと共にここ近年途絶えることなく持続的に発生しており原作としての漫画の認知度の高まりと共に原作漫画の全巻買い需要が増えている事、当社近年の売上増加に伴うサービス認知度の拡大が世の中の漫画の認知の仕方、買い方の変化にマッチして当社のサービスへの需要の増加に繋がっていると考えられる事、の3点が要因となっていると当社は考えております。

このような経営環境の中で、当社は「漫画全巻ドットコム」でのコミック全巻セットの販売を基幹サービスとするECサービスにおいては、増加する受注に対して、倉庫機能の拡大による仕入及び配送体制の強化を継続して行い、欲しい商品の在庫を切らさずに迅速に顧客に届けるサービスクオリティを高める事に注力した事で、大幅成長した前連結会計年度からさらに増収傾向を維持した堅調な売上水準が続いております。また当社が成長サービスとして位置付けるイベントサービスについては、当第3四半期累計期間におきましては、緊急事態宣言が解除された中でリアルイベントが順調にサービスを拡大すると共に、ECの活用によるイベントグッズ販売の拡大にも注力する事で、コロナ禍であっても営業自粛リスクへの耐性の高いサービス構築を行いました。

上記の施策の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は4,090,074千円となりました。一方で、利益面につきましては、人員等の増加による販管費の増加により、営業利益は174,924千円、経常利益は182,193千円となりました。また、前連結会計年度において税務上の繰越欠損金が解消されたことなどにより、法人税等合計が増加し、四半期純利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益は120,870千円となりました。

※注 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

## ② 財政状態の分析

第16期連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

### (資産の部)

当連結会計年度末の総資産は1,503,556千円(前連結会計年度末比456,989千円増)となりました。総資産の内訳は、流動資産が1,418,012千円(同453,079千円増)、固定資産が85,034千円(同3,400千円増)、繰延資産が509千円(同509千円増)であります。

主な変動要因は、前連結会計年度末に比べ、流動資産は親会社株主に帰属する当期純利益の計上等に伴い現金及び預金が250,176千円増加したこと、取引増加に伴い商品が163,834千円増加したこと等によるものであります。固定資産は本社工事及び倉庫開設に伴い有形固定資産が13,937千円増加したこと等によるものであります。繰延資産は、子会社の設立に伴い創立費が509千円増加したことによりものであります。

### (負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は814,343千円(前連結会計年度末比202,682千円増)となりました。負債の内訳は、流動負債が680,501千円(同219,921千円増)、固定負債が133,842千円(同17,238千円減)であります。主な変動要因は前連結会計年度末に比べ流動負債は、取引増加に伴い買掛金が102,339千円増加したこと、未払金が44,695千円増加したこと、ポイント引当金が17,909千円増加したこと等によるものであります。固定負債は、借入金の返済に伴い長期借入金が17,076千円減少したこと等によるものであります。

### (純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は689,212千円(前連結会計年度末比254,307千円増)となりました。主な変動要因は、親会社株主に帰属する当期純利益等の計上等に伴い株主資本が254,307千円増加したことによるものであります。以上の結果、財務指標としては、流動比率が208.4%、自己資本比率が45.8%になっております。



第17期第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(資産の部)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は2,006,808千円(前連結会計年度末比503,252千円増)となりました。総資産の内訳は、流動資産が1,867,588千円(前連結会計年度末比449,576千円増)、固定資産が139,219千円(前連結会計年度末比54,185千円増)であります。主な変動要因は、前連結会計年度末に比べ、流動資産は、取引増加等に伴い、現金及び預金が140,872千円増加、売掛金が204,770千円増加したこと等によるものであります。また、固定資産は、本社事務所移転に伴い、建物附属設備等が増加するとともに、新店舗の内装工事に関する手付金を建設仮勘定に計上したことにより、有形固定資産が27,761千円増加しました。また、新店舗等の差入保証金が21,459千円増加しております。

(負債の部)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は1,045,553千円(前連結会計年度末比231,210千円増)となりました。負債の内訳は、流動負債が885,597千円(前連結会計年度末比205,096千円増)、固定負債は159,956千円(前連結会計年度末比26,114千円増)であります。主な変動要因は、前連結会計年度末に比べ、流動負債は、取引増加に伴い、買掛金が164,818千円増加したことや、前年度において税務上の繰越欠損金が解消されたことなどにより未払法人税等が62,229千円増加したこと等によるものであります。固定負債は、長期の銀行借入実施により増加したことによるものであります。

(純資産の部)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は961,254千円(前連結会計年度末比272,042千円増)となりました。主な変動要因は、新株予約権(ストック・オプション)の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ71,456千円増加したことや、親会社株主に帰属する四半期純利益等の計上に伴い利益剰余金が126,890千円増加したことによるものであります。

以上の結果、財務指標としては、流動比率が210.9%、自己資本比率が47.9%になっております。

### ③ キャッシュ・フローの状況

第16期連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ、250,176千円増加し、549,011千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は288,598千円(前年同期は59,815千円の資金の使用)となりました。これは主に増加要因として税金等調整前当期純利益272,598千円(前年同期は税金等調整前当期純損失29,278千円)、未払金の増加額44,701千円(前年同期は未払金の減少額9,863千円)、仕入債務の増加額102,339千円(前年同期97,653千円)等があった一方で、減少要因として、売上債権の増加額15,459千円(前年同期97,973千円)、たな卸資産の増加額163,834千円(前年同期30,337千円)、未収入金の増加額24,120千円(前年同期18,651千円)等があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は29,310千円(前年同期は5,266千円の資金の使用)となりました。これは主に減少要因として、有形固定資産の取得による支出26,933千円(前年同期7,174千円)、差入保証金の差入による支出2,377千円(前年同期200千円)等があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は9,111千円(前年同期は134,253千円の資金の獲得)となりました。これは主に増加要因として短期借入金による収入10,000千円(前年同期はなし)があった一方で、減少要因として、長期借入金の返済による支出19,111千円(前年同期35,747千円)及び前期の長期借入れによる収入170,000千円が当期はなかったこと等によるものであります。

### ④ 生産、受注及び販売の状況

#### a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載がなじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載がなじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当社事業はマンガ事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

事業の名称	第16期連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第17期第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
	金額(千円)	前年比(%)	金額(千円)
マンガ事業	4,991,170	157.3	4,090,074
合計	4,991,170	157.3	4,090,074

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。尚楽天グループ株式会社、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社、に対する販売実績は、当社が同社等の運営するショッピングモールを介して、当社運営店舗が一般消費者へ販売した商品売上の総額であります。

相手先	第15期連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第16期連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第17期第3四半期 連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	
	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)	販売高 (千円)	割合(%)
楽天グループ株式会社	866,840	27.3	1,479,684	29.7	1,293,146	31.6
アマゾンジャパン合同会社	490,698	15.5	602,142	12.1	614,875	15.0
ヤフー株式会社	318,062	10.0	562,891	11.3	739,266	18.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。

この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債及び収益・費用の金額に反映されております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。なお、重要な会計上の見積りはありません。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績

第16期連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(売上高)

当社グループは、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり消費の促進や、マンガを原作とする「鬼滅の刃」コンテンツのアニメ、映画を含む社会現象規模での大ヒットの影響を受け、当社の主力サービスである「漫画全巻ドットコム」のマンガ全巻買い需要が拡大し、注文数の急増に最大限応えるべく、出荷発送活動を止めることなくサービス提供を継続しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,991,170千円となり、前連結会計年度に比べ57%増加いたしました。  
(売上原価、売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は3,222,628千円となり、前連結会計年度に比べ1,143,253千円増加いたしました。主に主力ECサービスの売上拡大に伴うコミックの仕入が増加した事によります。結果として売上総利益は1,768,541千円となり、前連結会計年度に比べ674,026千円増加いたしました。  
(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費の主な増加項目として、人員増加に伴い給料手当171,249千円(前連結会計年度に比べ7,117千円の増加)、取引増加に伴い荷造運賃252,155千円(前連結会計年度に比べ98,670千円の増加)及びオンラインショップ運営費300,535千円(前連結会計年度に比べ51,870千円の増加)及び支払手数料156,782千円(前連結会計年度に比べ59,520千円の増加)、を計上した結果、販売費及び一般管理費合計で1,509,850千円(前連結会計年度に比べ383,193千円の増加)となりました。

結果として、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は258,691千円(前連結会計年度に比べ290,833千円の増加)となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益の主な増加項目として、キャッシュレス決済推進に関する補助金収入6,237千円(前連結会計年度に比べ2,119千円の増加)、コロナ感染症対策に関する助成金収入4,263千円(前連結会計年度に比べ4,263千円の増加)、コイン失効益(デジタルコミック配信サービスにおける課金コインの期限切れ未使用分)4,515千円(前連結会計年度に比べ4,515千円の増加)を計上した結果、営業外収益で17,893千円(前連結会計年度に比べ13,122千円の増加)となりました。営業外費用の主な増加項目として、借入金増加に伴う支払利息1,800千円(前連結会計年度に比べ1,195千円の増加)を計上した結果、営業外費用で2,914千円(前連結会計年度に比べ1,656千円の増加)を計上しました。結果として経常利益は273,669千円(前連結会計年度に比べ302,297千円の増加)となりました。

(特別損失、法人税等合計、親会社株主に帰属する当期純利益)

イベントグッズに関する固定資産除却損による特別損失で1,071千円(前連結会計年度に比べ422千円の増加)、利益増加による法人税等合計で18,291千円(前連結会計年度に比べ44,834千円の増加)を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は254,307千円(前連結会計年度に比べ257,037千円の増加)となりました。

第17期第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(売上高)

当社グループは、当第3四半期連結累計期間においては、前連結会計年度の新型コロナウイルス感染症拡大に伴って生じた、いわゆる「巣ごもり消費」による特需要因はピークアウトを迎え、当連結会計年度は一定の需要の減速を想定しておりましたが、引き続き需要は減少する事なく持続しており、期初に計画した売上成長を上回る拡大を継続しております。当社は「漫画全巻ドットコム」でのコミック全巻セットの販売を基幹サービスとするECサービスにおいては、増加する受注に対して、倉庫機能の拡大による仕入及び配送体制の強化を継続して行い、欲しい商品の在庫を切らさずに迅速に顧客に届けるサービスクオリティを高める事に注力しました。また当社が成長サービスとして位置付けるイベントサービスについては、当第3四半期累計期間におきましては、緊急事態宣言が解除された中でリアルイベントが順調にサービスを拡大すると共に、ECの活用によるイベントグッズ販売の拡大にも注力する事で、コロナ禍での営業自粛リスクへの耐性の高いサービス構築を行いました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、4,090,074千円となりました。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期連結累計期間の売上原価は2,711,769千円となりました。これは、主に主力ECサービスの売上拡大に伴うコミックの仕入が増加した事等によります。結果として売上総利益は1,378,305千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費については、事業規模拡大による人員増加により、給料及び手当255,967千円、ECサービスの売上拡大に伴い、荷造及び運賃189,319千円、オンラインショップ運営費272,473千円、支払手数料126,885千円等を計上した結果、販売費及び一般管理費合計で1,203,380千円となりました。結果として、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きました営業利益は、174,924千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益については、クーポン失効益4,359千円、コイン失効益3,484千円等を計上した結果、営業外収益合

計で9,365千円となりました。また、営業外費用については、借入に伴う支払利息1,254千円等を計上した結果、営業外費用合計で2,097千円を計上しました。結果として経常利益は182,193千円となりました。

(法人税等合計、四半期純利益、親会社株主に帰属する四半期純利益)

前連結会計年度において税務上の繰越欠損金が解消されたことなどにより、法人税等合計が増加し、四半期純利益及び親会社株主に帰属する四半期純利益は、120,870千円となりました。

## b. 財政状態

第16期連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

主な増減内容については、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

第17期第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

主な増減内容については、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

### ③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは事業継続に必要と考える資金は確保していると認識しております。当社の運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入れ、荷造り運賃やECサイトの運営費用等があり、主な資金の源泉は、営業活動による純現金収入及び借入によります。当社グループでは、継続して売上高が増加しているため、万一不足が見込まれる運転資金は銀行からの長期借入金及び短期借入金を活用して手当てしております。

当社グループでは過去の業績の拡大とそれにより発生した資金需要等を勘案し、事業拡大に必要な資金は借入等を効率的に活用して調達する予定であります。

### ④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの事業に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「2. 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

### ⑤ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」に記載のとおりであります。



#### 4 【経営上の重要な契約等】

##### (1) 紙書籍取次業者との契約

相手先の名称	相手先の 所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
楽天ブックスネットワ ーク株式会社	日本	継続的基本取引契約書	平成29年4月1日より、 期限の定めなし。	紙書籍取次に関する継続的基 本取引に関する契約書

##### (2) 電子書籍取次業者との契約

相手先の名称	相手先の 所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
株式会社メディアドゥ	日本	電子書籍取次契約書	平成26年8月1日から 平成28年7月31日まで (自動更新条項つき)	電子書籍の取次契約

##### (3) 本社オフィスの賃貸借契約

相手先の名称	相手先の 所在国名	契約名称	契約期間	契約内容
株式会社秋田書店	日本	定期建物賃貸借契約書	2021年10月1日から 2023年3月31日まで	本社オフィスの賃貸借契約書

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第16期連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は、26,653千円であり、その主なものは、事務所・大阪谷六虜の内装工事等建物附属設備の増加等であります。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

第17期第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

当第3四半期連結累計期間において実施した設備投資等の総額は、38,685千円であり、その主なものは、本社事務所の内装工事等建物附属設備の増加及び新店舗の内装工事に関する建設仮勘定の増加等であります。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	車両運搬具	工具器具及び 備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備等	15,326	1,298	11,290	2,579	30,493	47(60)
池袋虜 (東京都豊島区)	ギャラリー・カフェ設備等	8,289	—	785	—	9,074	1(6)
大阪谷六虜 (大阪府大阪市中央区)	ギャラリー・カフェ設備等	1,806	—	—	—	1,806	1(3)
舎人DC (東京都足立区)	倉庫等	3,946	1,019	—	—	4,965	1(4)

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 現在、休止中の主な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は( )内に年間平均人数を外数で記載しております。

4. 本社、池袋虜、大阪谷六虜、舎人DCの建物は賃借物件であり、年間賃借料はそれぞれ、35,281千円、9,634千円、3,036千円、14,520千円であります。

##### (2) 国内子会社

記載すべき重要な設備はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】(2022年2月16日現在)

記載すべき重要な事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,600,000
計	3,600,000

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,158,400	非上場	(注)1,2
計	1,158,400		

- (注) 1. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。  
2. 単元株式数は100株であります。  
3. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を、また2022年1月21日付で優先株式をすべて普通株式に変更しております。  
4. 2021年12月9日付で代表取締役安藤拓郎は保有する新株予約権のうち5,600株を行使しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権 2007年6月25日 臨時株主総会決議

決議年月日	2007年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1名
新株予約権の数(個)※	322 [一] (注) 1、4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 3,220 [一] (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	10,000(注) 2
新株予約権の行使期間 ※	自 2009年6月26日 至 2023年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 (注) 5
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当社の取締役の地位を保有している場合に、行使することができる。ただし、任期満了による退任、定年退職による場合、その他代表取締役が正当な理由があると認めた場合は、行使できるものとする。 2. 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と本新株予約権者との間において締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

なお、当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、他社が吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が新設分割を若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 当社が株式分割又は、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、時価を下回る価額で募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、又は、当社が新設分割を若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い、本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認められる払込金額の調整を行う。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

① 当社が消滅会社となる合併契約書の承認議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合、当社は、新株予約権を無償で取得する。

- ② 新株予約権の割当を受けた者が権利行使をする前に当社の取締役の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ③ 新株予約権の割当を受けた者が「新株予約権割当契約」に定める新株予約権の権利行使期間内に権利行使をしなかった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得する。
- ④ 当社が以下に定める組織再編を行った場合には、当社は当該新株予約権を無償で取得する。  
 合併(合併により当社が消滅する場合に限る)  
 吸収分割  
 新設分割  
 株式交換  
 株式移転
4. 第1回新株予約権は2021年10月7日付で放棄消滅しております。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

第3回新株予約権 2011年3月3日 臨時株主総会決議

決議年月日	2011年3月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名
新株予約権の数(個)※	6,700 [一] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,700 [一] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	10,000 (注)2
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年4月1日 至 2023年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 10,000 資本組入額 5,000 (注)5
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を保有していることとする。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。 3. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。  
 なお、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が他社と合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下、「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件  
 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 第3回新株予約権は2021年10月7日付で放棄消滅しております。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

#### 第4回新株予約権 2013年6月20日 臨時株主総会決議

決議年月日	2013年6月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)※	300 [一] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 300 [12,000] (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	34,000 [850] (注) 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年6月22日 至 2023年6月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 34,000 [850] (注) 4 資本組入額 17,000 [425] (注) 5
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</li> <li>3. 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</li> <li>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。  
 なお、平成25年6月20日開催の第8回定時株主総会決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。



2. 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。)の行使価額による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- i 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
4. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

第5回新株予約権 2014年6月26日 臨時株主総会決議

決議年月日	2014年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	20 [一] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20 [800] (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	34,000 [850] (注) 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年6月28日 至 2024年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 34,000 [850] (注) 4 資本組入額 17,000 [425] (注) 5
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</li> <li>3. 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</li> <li>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、平成26年6月26日開催の第9回定時株主総会決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。)の行使価額による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。



上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - i 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
4. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

第6回新株予約権 2019年1月31日 臨時株主総会決議

決議年月日	2019年1月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)※	180 [一] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 180 [ 7,200 ] (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	34,000 [850] (注) 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年2月2日 至 2029年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 34,000 [850] (注) 4 資本組入額 17,000 [425] (注) 5
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</li> <li>3. 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</li> <li>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。  
 なお、平成31年1月31日開催の臨時株主総会決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。)の行使価額による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- i 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
4. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

第7回新株予約権 2020年11月26日 臨時株主総会決議

決議年月日	2020年11月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)※	280 [一] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 280 [11, 200] (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	25,000 [625] (注) 2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年11月28日 至 2030年11月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 25,000 [625] (注) 4 資本組入額 12,500 [312.5] (注) 5
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</li> <li>3. 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</li> <li>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

※ 最近事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年1月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、2020年11月26日開催の臨時株主総会決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。)の行使価額による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整

- する。
3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
    - i 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
    - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
      - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
      - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
      - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
    - iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
  4. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。
  5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。

第8回新株予約権 2021年10月7日 臨時株主総会決議

決議年月日	2021年10月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)※	4,320 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 172,800 (注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	625 (注)2、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年10月7日 至 2031年10月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 625円 (注)4 資本組入額 312.5円 (注)5
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)</p> <p>(b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

※ 提出日の前月末日現在(2022年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、2021年10月7日開催の臨時株主総会決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲内で付与株式数を調整する。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点に



おける調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債にふされたものを含む。)の行使価額による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
  - i 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合)、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
    - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
    - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
    - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
  - iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
4. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の調整がされております。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。
6. 第8回新株予約権につきましては、当社代表取締役の安藤拓郎が保有する新株予約権の行使による潜在株比率の低下促進を目的として、第1回及び第3回の新株予約権を全て消滅させると共に、第8回において、第1回と第3回の保有者と同じ対象者に同じ個数である9,920個を改めて付与するものであります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。



## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年6月12日 (注) 1	C種優先株式 5,085	普通株式 10,110 A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	150,007	390,702	150,007	380,692
2019年12月24日 (注) 2	—	普通株式 10,110 A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	△340,702	50,000	—	380,692
2021年12月9日 (注) 3	普通株 5,600	普通株式 15,710 A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	71,456	121,456	71,456	452,148
2021年12月13日 (注) 4	普通株式 13,250 A種優先株式 △5,400 B種優先株式 △2,765 C種優先株式 △5,085	普通株式 28,960	—	121,456	—	452,148
2022年1月21日 (注) 5	普通株式 1,129,440	普通株式 1,158,400	—	121,456	—	452,148

(注) 1. 有償第三者割当による増加であります。

C種優先株式 5,085株

発行価格 59,000円

資本組入額 29,500円

割当先 石井昭

2. 無償減資による減少であります。

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 種類株式の普通株式への転換によるものであります。

5. 株式分割による増加であります。

## (4) 【所有者別状況】

2022年2月16日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	10	—	—	17	27	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,608	—	—	6,973	11,581	300
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	39.79	—	—	60.21	100.00	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年2月16日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,158,100	11,581	「1(1)②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	1,158,400	—	—
総株主の議決権	—	11,581	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条3号によるA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2021年12月13日)での決議状況 (取得期間2021年12月13日)	A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 5,400 B種優先株式 2,765 C種優先株式 5,085	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 2021年12月12日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2021年12月13日付で自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式は、2021年12月13日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	A種優先株 5,400 B種優先株 2,765 C種優先株 5,085	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 本書提出日時点においてすべて消却しております。

## 3 【配当政策】

当社は現在、成長過程にあると考えており、更なる財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置づけております。当社の配当に関する基本方針は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、現時点においては、内部留保の充実を図り、事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につなが

ると考えております。そのため、今後の配当実施の可能性及び実施時期等につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、更なる事業拡大に向けた運転資金や人材採用及び育成投資に充当していく方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、株主総会決議に基づいた期末配当において年に1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、当社は会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますので、業績動向を確認しながらその実施についてもあわせて検討してまいります。

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、業務の適正を確保するための体制を構築することを重要な課題として位置づけております。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会制度を採用するとともに、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会を設置し、透明度の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制を構築しております。

###### (1) 取締役会

取締役会は、代表取締役社長安藤拓郎を議長として、専務取締役鯉沼充、取締役高橋まりほ、取締役濱田潤、取締役四柳剛及び社外取締役廣木恭平の取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役のうち1名が当社の属する書籍流通業界に知見のある社外取締役となっております。取締役会は、原則として月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。2021年3月期では、12回の定時取締役会と、5回の臨時取締役会を開催いたしました。取締役会では、法令に定められた事項及び経営に関する重要な事項を決定する機関と位置付けるとともに、取締役の業務執行状況を監督・監視する機関と位置づけております。

###### (2) 監査役会

監査役会は、常勤社外監査役大和政之が議長となり、社外監査役森孝司及び社外監査役佐藤孝幸の監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されています。監査役会は原則として月1回の定時監査役会のほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会は法令に従い会社が健全的に経営され株主に不利益なことが行われないう管理・監督・監査を行う機関と位置づけております。

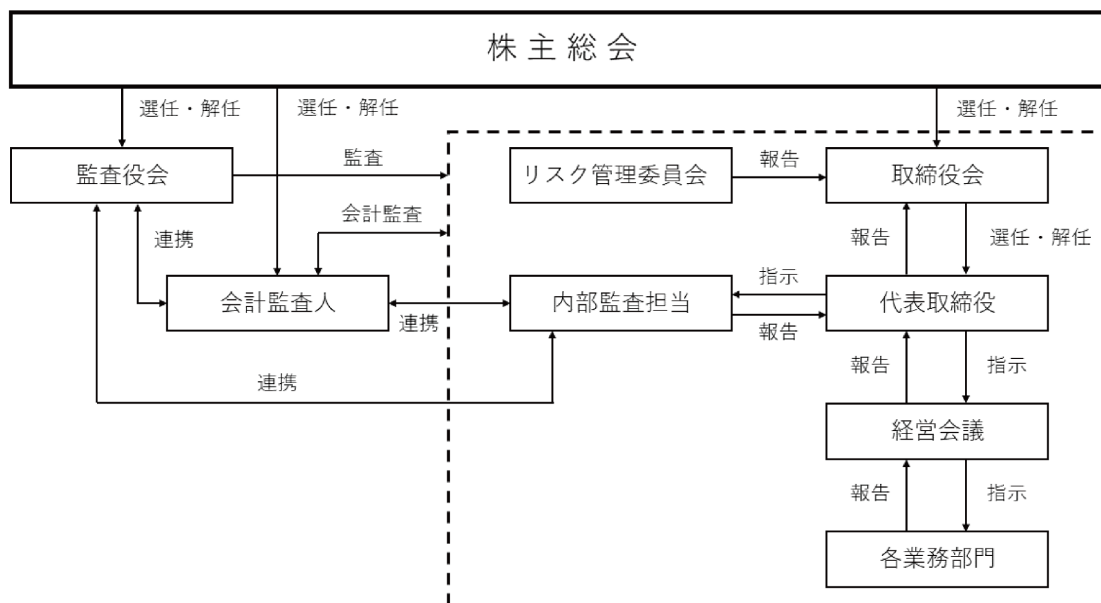
###### (3) 経営会議

経営会議は、代表取締役社長安藤拓郎を議長として、専務取締役鯉沼充、取締役高橋まりほ、取締役濱田潤、取締役四柳剛及び常勤社外監査役大和政之の常勤役員6名(うち常勤社外監査役1名)と、運営として執行役員経営管理部長と人事課長の8名で構成されています。経営会議は原則として週1回の定時経営会議のほか必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議は、日々の経営活動、事業活動において、生じる結果や問題、課題の報告、提議を行い、事業運営に必要な意思決定を行う会議体と位置づけております。

###### (4) 内部監査

当社では、管理部担当者による兼務の形で内部監査担当者を2名置き、内部監査の実施においては各部から支援を受けて実施しつつ経験を有する外部の助言として株式会社オペレーションによる支援も受けながら運営を実施しております。年度の期初に代表者に承認を受けた内部監査計画に基づいて、毎年9月～10月頃に実施し、監査終了後に、監査報告書に改善事項を記載して、代表者に報告を行っております。また監査役会、監査法人とは四半期毎に三様監査人による報告会を実施することとしており、その中で、各監査での重要事項の認識を共有しております。

当社の機関・内部統制の関係は次の図表のとおりです。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、現時点の事業規模及び事業内容を勘案した上で、的確かつ迅速な意思決定と業務執行、ならびに経営の効率性・健全性の担保が可能になると判断し、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。また取締役の業務執行に緊張感を持たせること及び監査の職務に専念できる常勤監査役を設置し牽制機能の強化を図る事を理由に監査役会設置会社の機関設計を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保する為の体制として、2020年10月21日付の取締役会にて、「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役は、使用人が適切に行動するために当社グループ全体へ法令、定款、企業倫理方針、行動基準及び各規程を周知徹底させるとともに、問題点の把握と改善に努める。

代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、監査役と連携して当社グループ全体の法令、定款、コンプライアンス体制の問題の有無を調査し、代表取締役社長に報告する。

法令違反、不正行為が行われたことを認知した場合、内部通報規程の定めにより、当社及びグループ会社の使用人は、内部通報窓口に通報する義務を負い、当社及びグループ会社は通報した使用人に対して当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を総括する責任部署を管理部とする。重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は法令及び文書管理規程に従い、定められた期間中、厳正に当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制

グループ全体のリスク管理については、当社取締役会にて、当社の成長規模、市場の変化に即し、リスクの想定や回避、対応策の検討及び危機発生時の管理体制の整備を行う。



経営危機発生が疑われる時は、リスク管理規程に基づき管理部長が内容を集約し代表取締役社長に報告する。代表取締役社長が経営危機に該当するかを判断し、経営危機と判断した場合には、代表取締役社長が委員長となり、管理部長を事務局長としたリスク管理委員会を招集してこれに対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自らが取締役の職務の効率性についての総括責任者となり、中期経営計画に基づき、グループ会社が目標に対して職務執行を効率的に行うよう監督する。

当社及びグループ会社の取締役ほか部門責任者は組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に基づき、経営計画における各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。総括責任者である代表取締役社長は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、取締役のほか必要に応じて部門責任者に対して定期的に職務執行に関して報告させるとともに、効率的な職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の経営管理方針に基づき、グループ会社の業務遂行を指導、支援及び監督する。取締役会がグループ全体の業務執行機関として意思決定を行い、全体最適の観点から経営資源の配置・配分を決定し、当社グループの企業価値の向上を図る。

当社は、グループの内部監査方針に基づき、内部監査担当がグループ全体の監査を定期的実施することができるよう体制を整備し、必要に応じて内部監査担当と監査役が連携し業務の適正の確保を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき者を置くことを求めることができる。また、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき者を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役が当該補助すべき者に対する指揮権をもち、取締役の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事考課、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は社内会議の全てに出席できるものとし、取締役及び使用人から監査役監査基準にしたがって、内部統制システムの整備に関わる部門の活動状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、業績及び業績見込みの発表内容、適時開示情報、内部通報制度の運用状況、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を示す社内稟議書及び各種申請書、重要な契約の内容などの報告を適宜受けるものとする。

当社及びグループ会社は、監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行わない。

(8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社及びグループ会社の取締役は、取締役及び使用人が監査役監査に対する理解を深め、監査役の環境を整備するよう努めるものとする。

監査役は代表取締役社長との間に意見交換会を開催し、内部監査担当との連携を図って適切な意思疎通及び効果的な監査体制を構築する。

監査役は監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。また、当社は、かかる起用に関する費用又は債務について監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、反社

会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。

対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

#### (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果は取締役会及び監査役会に報告する。

必要に応じ、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上で、規程類の整備及び運用を行う。

#### ロ. リスク管理体制の整備状況

当社グループは、企業経営や災害・事故、社会環境等、当社を取り巻く様々なリスクへの発生防止や対応等、必要な措置を行うため、「リスク管理規程」、「コンプライアンス規程」を制定しております。また、リスク管理委員会を年4回開催し、具体的な検討事項を各部門にて対応しております。当社グループに多大な影響を及ぼすリスクに対しては、リスク管理委員会主導の下、適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に努めております。

#### ハ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、親会社の管理本部が直接統治を行う体制によって、子会社の財政状態及び経営状況を適時に把握する体制を構築しております。

#### ④ 取締役の任期

当社の任期は2年以内とする旨定款に定めております。

#### ⑤ 取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨定款に定めております。

#### ⑥ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、下記を定款に定めております。

- (1) 株主は、株主総会において、取締役8名を選任することができる。当該選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- (2) 前1項の定めにかかわらず、法令又は本定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。
- (3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### ⑦ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、資本政策の機動性を確保するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

#### ⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、賠償責任に関する不安を除去することで、委縮することなく適切に職務を遂行することを可能とし期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条に定める最低責任限度額に損害賠償責任を限定する契約を

2021年7月1日付で、社外取締役の廣木響平、社外監査役の大和政之、森孝司、及び佐藤孝幸とそれぞれ締結しております。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 8名 女性 1名(役員のうち女性の比率 11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	安藤拓郎	1973年6月4日	1998年4月 2003年10月 2005年2月 2005年7月 2012年10月 2015年9月 2020年10月  2020年11月  2021年11月	日本オラクル株式会社入社 三井物産株式会社入社 株式会社VIBE入社 当社創業 代表取締役社長(現任) 株式会社太洋社 社外取締役 同社退社 株式会社漫画全巻ドットコム 代表取締役社長(現任) 株式会社スキマ 代表取締役社長(現任) 株式会社ROLL 代表取締役社長(現任)	(注)3	420,040 (注)5
専務取締役 管理本部長	鯉沼充	1973年5月20日	1998年4月 2007年8月 2007年10月 2018年7月	株式会社第一興商入社 当社入社 当社 取締役 当社 専務取締役管理本部長(現任)	(注)3	111,600 (注)6
取締役 コマース本部長	高橋まりほ	1974年1月19日	2007年8月 2011年4月 2018年6月 2021年4月	当社入社(アルバイト) 運営管理部 当社入社(正社員) 運営管理部 当社 取締役 当社 取締役コマース本部長(現任)	(注)3	5,200
取締役 開発本部長	四柳剛	1979年2月9日	2010年4月 2013年9月 2018年6月 2021年4月	株式会社gumi 入社 当社入社 当社 取締役 当社 取締役開発本部長(現任)	(注)3	5,200
取締役 メディア本部長	濱田潤	1982年3月18日	2007年4月 2010年12月 2018年6月 2021年4月	株式会社フルスピード入社 当社入社 当社 取締役 当社 取締役メディア本部長(現任)	(注)3	5,200
取締役	廣木響平	1980年3月15日	2002年5月 2016年4月 2018年4月  2019年4月 2020年4月  2020年6月 2021年4月  2021年4月	株式会社図書館流通センター 入社 同社 東京営業部担当部長 株式会社図書館総合研究所 主任研究員 株式会社図書館総合研究所 取締役 株式会社図書館総合研究所 代表取締役専務 当社 取締役(現任) 株式会社図書館総合研究所 代表取締役社長(現任) 株式会社図書館流通センター 取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	大和政之	1952年6月29日	1975年4月 2000年4月 2000年4月 2000年4月 2000年9月 2000年9月 2000年9月 2000年9月 2012年9月 2014年9月 2016年9月  2016年6月 2020年6月	株式会社太洋社 入社 同社 取締役管理本部長 株式会社共栄保険センター 取締役 株式会社ステラ 取締役 太洋不動産株式会社 取締役 株式会社ワイヤーアクション 取締役 株式会社大阪喜久屋 監査役 高知出版販売株式会社 取締役 株式会社太洋社 顧問 株式会社芳林堂書店入社 顧問 株式会社書泉への営業譲渡にともない移籍 株式会社英林堂入社 顧問 当社 監査役(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	森孝司	1964年4月28日	1986年9月 1990年2月 1995年11月 1996年8月 2005年12月  2006年3月 2006年6月  2010年2月  2011年5月 2011年6月  2013年3月 2016年10月  2017年6月 2019年4月 2019年7月 2020年8月	公認会計士丸茂等事務所入所 税理士登録 株式会社図書館流通センター 入社 同社経営管理室長(現任) 株式会社図書館総合研究所 監査役 (現任) 株式会社図書流通 監査役(現任) 株式会社図書館流通センター 取締役 (現任) CHIグループ株式会社(現・丸善CHIホ ールディングス株式会社) 執行役員 経理財務部長 財団法人図書館振興財団(現・公益財 団法人図書館振興財団) 監事(現任) グローバルソリューションサービス株 式会社 監査役(現任) 株式会社岩崎書店 監査役(現任) パブリックマネジメント株式会社 監査役(現任) 当社 監査役(現任) 株式会社明日香 監査役(現任) 株式会社ボスネット 監査役(現任) 株式会社日外アソシエーツ 監査役 (現任)	(注)3	—
監査役	佐藤孝幸	1969年10月10日	1992年4月  1993年9月  1996年4月  1999年4月 2002年4月 2004年7月  2006年10月  2007年6月 2018年6月 2019年6月 2019年9月 2020年2月  2021年4月 2021年6月	スイス・ユニオン銀行(Union Bank of Switzerland) 東京支店(現UBS)入社 ソシエテ・ジェネラル銀行(Societe Generale) 東京支店 入社 デロイト・トゥシュ会計事務所 (Delloite & Touche LLP) サンフラ ンシスコ事務所 入所 最高裁判所 司法研修所 入所 佐藤経営法律事務所 開設(現任) エース損害保険株式会社(現Chubb損害 保険株式会社) 監査役 ステート・ストリート信託銀行株式会 社 監査役 株式会社ミクシィ 監査役 株式会社メイコー 監査役(現任) AI inside株式会社 監査役 全研本社株式会社 監査役(現任) 株式会社フィル・カンパニー社外取締 役(現任) 当社社外監査役(現任) AI inside株式会社 社外取締役(監 査等委員)(現任)	(注)3	—
計						547,240

- (注) 1. 取締役廣木響平は、社外取締役であります。
2. 監査役 森孝司、大和政之及び、佐藤孝幸は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2年、監査役の任期は4年であります。
4. 代表取締役社長安藤拓郎の所有株式には、同氏の資産管理会社である株式会社Aが保有する株式数を含んでおります。
5. 専務取締役鯉沼充の所有株式には、同氏の資産管理会社である株式会社373が保有する株式数を含んでおります。
6. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。

役職名	氏名
執行役員イベント事業部長	伊藤未来
執行役員開発部長	中村利之
執行役員管理部長	中道智宏

## ② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するにあたって、社外の視点を踏まえ実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、経営者としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客観性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がないことを選考基準としております。

社外取締役廣木響平氏は、出版流通業界やIT業界及びその経営に対して知見が深く、経営者としての他社での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役に選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は当社からの独立性を有しており、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

社外監査役大和政之氏は、出版流通業界で長年に渡り管理部管掌役員として経営に携わり、業界に対して知見が深く、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査役に選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。社外監査役森孝司氏は、税理士資格を保有しつつ、出版流通業界で長年に渡り管理部管掌役員として、その経営に対して知見が深く、また監査役としての他社での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査役に選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役佐藤孝幸氏は、弁護士及び米国公認会計士としての高度な専門的知識を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、監査役に選任しております。当社と同氏の間にはそれ以外に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

## ③ 社外取締役及び社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査は、内部監査責任者及び内部監査担当者を任命し、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告しております。社外監査役は、代表取締役が選任した内部監査責任者より内部監査計画並びに内部監査、内部統制の運用状況、監査役監査及び会計監査の結果について適宜報告を受けております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて当社の業務全般について常勤監査役を中心として計画的かつ効果的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役との意見交換、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。

また、「(3) 監査の状況」に記載の通り、内部監査責任者、監査役及び会計監査人は定期的に会合を実施することで、相互連携を図っております。



### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、2021年3月期までは監査役2名体制で監査役協議会を採用していましたが、2022年3月期より監査役会制度を採用しております。常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。

監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監査しております。

また、監査役と内部監査担当者は、日々の業務監査においても情報共有をしており、連携した監査体制を実現し、会計監査人とも、適宜に会合を設けて、監査実施状況について、報告及び説明を受けるとともに、適時に協議、意見有しております。

最近事業年度において監査役協議会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数 (監査役協議会として)	出席回数
大和政之	9	9
森孝司	9	9
佐藤孝幸	0	0

※注 佐藤孝幸氏は2021年4月7日より監査役に就任しております。

監査役会の主な検討事項としては、決議事項「監査役監査基準改定」「監査役会規則改定」「会計監査人の報酬」に関して、同意事項としては「取締役の責任免除に係る定款規程の新設」について検討をしております。

常勤監査役の具体的な活動としては、社内で会議されている取締役会・経営会議・システム管理委員会・安全衛生委員会・リスク管理委員会・監査役会等に出席しております。また、毎月稟議書・各種申請書についても全件監査を実施しております。

#### ② 内部監査の状況

当社では、現時点においては独立した内部監査部署を設けておらず、代表取締役社長より任命された内部監査担当者2名が「内部監査規程」に基づき、業務監査を実施しております。内部監査担当者は、当社の業務部門の監査を、「内部監査規程」及び年度計画に基づいて行い、監査の結果報告を代表取締役に行い、各部門へ監査結果の報告及び改善事項の指摘及び指導等も行っております。また、内部監査結果及び是正状況については、監査役に報告し、意見交換を行っております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a. 監査法人の名称

アーク有限責任監査法人

当社は、当該監査法人と監査契約を締結し、2020年3月期より準金融商品取引法監査(金融商品取引法第193条の2第1項に準じた監査)を受けております。

##### b. 継続監査期間

2年間

##### c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 米倉礼二氏

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 徳永剛氏

##### d. 監査業務に係る補助者の構成

受嘱者の社員、または職員のうちから指定社員が指名する者

公認会計士 3名

その他 6名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に関しては、監査法人の独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に勘案し、職務の遂行が適正に行われることを確認する方針とし、当該基準を満たし、高品質な監査を維持しつつ効率的な監査業務の運営が期待できることから、アーク有限責任監査法人を会計監査人として選定しております。なお、監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人の解任を検討いたします。また、監査役は、会計監査人の職務遂行状況を考慮し、株主総会への会計監査人の解任、不再任に関する議案の提出の要否の検討を毎期行ってまいります。

f. 監査役及び監査役会による会計監査人の評価

監査役は、会計監査人の再任の適否を検討するため、会計監査人の職務遂行状況や、品質管理体制及び独立性、専門性を評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	7,000	—	9,600	—
連結子会社	—	—	—	—
計	7,000	—	9,600	—

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

監査報酬は、監査予定時間及び業務の特性等を考慮し、監査役の同意を受けて決定しております。

d. 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、取締役、関連部署及び会計監査人から必要な資料を入手するとともに、報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討の結果、会計監査人の報酬等に同意しております。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、当社の業績及び経済情勢等を勘案し、職責・役位に応じた「固定報酬」と、業績に連動した報酬である「賞与」並びに、株主との価値共有を図るための報酬である「株式報酬」で構成されております。

「賞与」については、取締役のみを対象とし、経営に対する独立性の観点から、監査役は対象としておりません。また、「株式報酬」については、役員の職責等に応じ、取締役を対象として新株予約権を発行しております。なお、当事業年度においては、当社は非上場であり、株式報酬費用は発生していません。

「固定報酬」については、株主総会で報酬総額の限度額を決議し、取締役会にて各期の業績、経済情勢、職責、貢献度等を総合的に勘案し協議した後、最終的に代表取締役社長安藤拓郎が役員報酬規程に定める役職毎の報酬レンジの範囲で決定しております。

監査役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限の範囲内において業務分担の状況等を勘案し、監査役会の協議により決定しております。

「賞与」については、会社の経常的な活動の成果を表す指標として経常利益の予算対比実績を参考指標として、取締役の報酬等の一部として、株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。「株式報酬」については、株主総会で決議した上限額を超えない範囲で取締役会において決議しております。

なお、2020年6月17日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬等の限度額については、年額100,000千円以内とし、監査役の報酬等の限度額については、30,000千円以内と決議しております。

##### ② 役員区分ごとの連結報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	58,320	58,320	—	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	2,400	2,400	—	—	—	1
社外監査役	8,400	8,400	—	—	—	3

(注) 上記報酬等には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

##### ③ 役員ごとの報酬等の総額等

役員ごとの報酬等の総額は、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載を省略しております。

##### ④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

#### (5) 【株式の保有状況】

##### ① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有していません。

##### ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

##### ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)及び当連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)及び当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、アーク有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期連結会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、アーク有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人との綿密な連携及び情報の共有化を図り、必要な対応を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	298,834	549,011
売掛金	300,709	328,532
商品	322,035	485,869
その他	44,546	57,284
貸倒引当金	△1,192	△2,684
流動資産合計	964,932	1,418,012
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,803	37,880
減価償却累計額	△6,801	△8,511
建物(純額)	25,001	29,369
その他	23,493	39,589
減価償却累計額	△17,678	△24,205
その他(純額)	5,813	15,383
有形固定資産合計	30,815	44,752
無形固定資産		
その他	10,701	9,615
無形固定資産合計	10,701	9,615
投資その他の資産		
繰延税金資産	27,587	17,224
その他	12,529	13,441
投資その他の資産合計	40,117	30,665
固定資産合計	81,633	85,034
繰延資産		
創立費	—	509
繰延資産合計	—	509
資産合計	1,046,566	1,503,556

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	275,823	378,162
短期借入金	—	※ 10,000
1年内返済予定の長期借入金	19,111	17,076
未払金	92,288	136,984
ポイント引当金	22,703	40,612
その他	50,654	97,666
流動負債合計	460,580	680,501
固定負債		
長期借入金	150,918	133,842
その他	162	—
固定負債合計	151,080	133,842
負債合計	611,660	814,343
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金	721,395	380,692
利益剰余金	△336,496	258,513
株主資本合計	434,898	689,205
新株予約権	6	6
純資産合計	434,905	689,212
負債純資産合計	1,046,566	1,503,556



## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(2021年12月31日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		689,884
売掛金		533,302
商品		590,924
その他		57,850
貸倒引当金		△4,374
流動資産合計		1,867,588
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		35,710
その他（純額）		36,802
有形固定資産合計		72,513
無形固定資産		
無形固定資産合計		7,229
投資その他の資産		
繰延税金資産		20,291
差入保証金		31,941
その他		7,242
投資その他の資産合計		59,476
固定資産合計		139,219
繰延資産		
創立費		—
繰延資産合計		—
資産合計		2,006,808

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(2021年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	542,980
短期借入金	—
1年内返済予定の長期借入金	27,072
未払金	140,599
ポイント引当金	—
未払法人税等	70,121
その他	104,824
流動負債合計	885,597
固定負債	
長期借入金	159,956
固定負債合計	159,956
負債合計	1,045,553
純資産の部	
株主資本	
資本金	121,456
資本剰余金	452,148
利益剰余金	385,403
株主資本合計	959,008
新株予約権	2,246
純資産合計	961,254
負債純資産合計	2,006,808

## ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	3,173,891	4,991,170
売上原価	2,079,375	3,222,628
売上総利益	1,094,515	1,768,541
販売費及び一般管理費	※1 1,126,657	※1 1,509,850
営業利益又は営業損失(△)	△32,142	258,691
営業外収益		
受取利息	66	4
受取配当金	—	1
コイン失効益	—	4,515
補助金収入	4,118	6,237
助成金収入	—	4,263
その他	587	2,873
営業外収益合計	4,771	17,893
営業外費用		
支払利息	605	1,800
保証料	571	688
その他	82	426
営業外費用合計	1,258	2,914
経常利益又は経常損失(△)	△28,628	273,669
特別損失		
固定資産除却損	※2 649	※2 1,071
特別損失合計	649	1,071
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△29,278	272,598
法人税、住民税及び事業税	1,039	7,928
法人税等調整額	△27,587	10,363
法人税等合計	△26,547	18,291
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,730	254,307
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△2,730	254,307

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,730	254,307
その他の包括利益		
その他の包括利益合計	—	—
包括利益	△2,730	254,307
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△2,730	254,307
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
売上高	4,090,074
売上原価	2,711,769
売上総利益	1,378,305
販売費及び一般管理費	※ 1,203,380
営業利益	174,924
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	1
コイン失効益	3,484
クーポン失効益	4,359
その他	1,518
営業外収益合計	9,365
営業外費用	
支払利息	1,254
繰延資産償却	509
その他	332
営業外費用合計	2,097
経常利益	182,193
税金等調整前四半期純利益	182,193
法人税、住民税及び事業税	64,390
法人税等調整額	△3,067
法人税等合計	61,322
四半期純利益	120,870
親会社株主に帰属する四半期純利益	120,870

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
四半期純利益	120,870
四半期包括利益	120,870
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	120,870



③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	390,702	380,692	△324,195	447,199	6	447,205
誤謬の訂正による累積的影響額			△9,569	△9,569		△9,569
遡及処理後当期首残高	390,702	380,692	△333,765	437,629	6	437,636
当期変動額						
減資	△340,702	340,702		—		—
欠損填補				—		—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△2,730	△2,730		△2,730
当期変動額合計	△340,702	340,702	△2,730	△2,730	—	△2,730
当期末残高	50,000	721,395	△336,496	434,898	6	434,905

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	50,000	721,395	△336,496	434,898	6	434,905
誤謬の訂正による累積的影響額			—	—		—
遡及処理後当期首残高	50,000	721,395	△336,496	434,898	6	434,905
当期変動額						
減資				—		—
欠損填補		△340,702	340,702	—		—
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			254,307	254,307		254,307
当期変動額合計	—	△340,702	595,009	254,307	—	254,307
当期末残高	50,000	380,692	258,513	689,205	6	689,212

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△29,278	272,598
減価償却費	10,845	12,730
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△384	1,492
ポイント引当金の増減額(△は減少)	22,703	17,908
受取利息	△66	△4
補助金収入	△4,118	△6,237
助成金収入	—	△4,263
支払利息	605	1,800
固定資産除却損	649	1,071
売上債権の増減額(△は増加)	△97,973	△15,459
たな卸資産の増減額(△は増加)	△30,337	△163,834
仕入債務の増減額(△は減少)	97,653	102,339
未収入金の増減額(△は増加)	△18,651	△24,120
未払金の増減額(△は減少)	△9,863	44,701
その他	2,927	36,276
小計	△55,287	279,262
利息及び配当金の受取額	66	5
補助金の受取額	4,118	6,237
助成金の受取額	—	2,000
利息の支払額	△614	△1,805
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△8,098	2,898
営業活動によるキャッシュ・フロー	△59,815	288,598
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
出資金の取得による支出	△10	—
有形固定資産の取得による支出	△7,174	△26,933
短期貸付金の純増減額(△は増加)	2,000	—
差入保証金の差入による支出	△200	△2,377
差入保証金の返還による収入	117	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,266	△29,310
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	—	10,000
長期借入れによる収入	170,000	—
長期借入金の返済による支出	△35,747	△19,111
財務活動によるキャッシュ・フロー	134,253	△9,111
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	69,171	250,176
現金及び現金同等物の期首残高	229,663	298,834
現金及び現金同等物の期末残高	※ 298,834	※ 549,011

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ROLL

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対し見積り額を計上しています。

#### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社ROLL

株式会社漫画全巻ドットコム

株式会社スキマ

※株式会社漫画全巻ドットコムは2020年10月1日付で会社設立登記を行い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

※株式会社スキマは2020年11月30日付で会社設立登記を行い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

## 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 3. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当連結会計年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対し見積り額を計上しています。

### (4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

### (5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。



ります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、軽微であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。



(連結貸借対照表関係)

※ 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と特殊当座借越契約を締結しております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	—	150,000千円
借入実行残高	—	10,000千円
差引額	—	140,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	164,132千円	171,249千円
荷造運賃	153,485	252,155
オンラインショップ運営費	248,665	300,535
支払手数料	96,827	156,347
ポイント引当金繰入額	22,703	17,908
貸倒引当金繰入額	—	1,492

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	649千円	1,071千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,110	—	—	10,110
A種優先株式	5,400	—	—	5,400
B種優先株式	2,765	—	—	2,765
C種優先株式	5,085	—	—	5,085
合計	23,360	—	—	23,360
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
B種優先株式	—	—	—	—
C種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・ オプション としての新 株予約権	—	—	—	—	—	6
合計		—	—	—	—	—	6

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,110	—	—	10,110
A種優先株式	5,400	—	—	5,400
B種優先株式	2,765	—	—	2,765
C種優先株式	5,085	—	—	5,085
合計	23,360	—	—	23,360
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
A種優先株式	—	—	—	—
B種優先株式	—	—	—	—
C種優先株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・ オプション としての新 株予約権	—	—	—	—	—	6
合計		—	—	—	—	—	6

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金	298,834千円	549,011千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	298,834	549,011

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、事業活動に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は、最長で、決算日後9年10か月であります。このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注1)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	298,834	298,834	—
(2) 売掛金	300,709		
貸倒引当金	△1,192		
	299,516	299,516	—
資産計	598,351	598,351	—
(1) 買掛金	275,823	275,823	—
(2) 未払金	92,288	92,288	—
(3) 長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	170,029	170,987	958
負債計	538,141	539,099	958

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	298,834	—	—	—
売掛金	300,709	—	—	—
合計	599,544	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	19,111	17,076	17,076	17,076	65,836	33,854

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。長期借入金は、事業活動に必要な資金調達を目的としたものであり、返済期日は、最長で、決算日後8年10か月であります。このうちの一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注1)を参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	549,011	549,011	—
(2) 売掛金	328,532		
貸倒引当金	△2,684		
	325,847	324,752	1,095
資産計	874,858	874,859	—
(1) 買掛金	378,162	378,162	—
(2) 未払金	136,984	136,984	—
(3) 長期借入金(1年内返済予定 の長期借入金を含む)	150,918	152,511	1,593
負債計	666,065	681,557	1,593

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### 負 債

#### (1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	549,011	—	—	—
売掛金	328,532	—	—	—
合計	877,543	—	—	—

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済 予定の長期借入金を含む)	17,076	17,076	17,076	65,836	6,996	26,858

(退職給付関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。



(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員 1名	当社役員 2名	当社役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1,2	普通株式 140,000株	普通株式 268,000株	普通株式 12,000株
付与日	2007年6月25日	2010年6月29日	2013年6月21日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 2009年6月26日 至 2023年6月20日	自 2013年4月1日 至 2023年6月20日	自 2015年6月22日 至 2023年6月20日

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員 1名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1,2	普通株式 800株	普通株式 7,200株
付与日	2014年6月27日	2019年2月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 2016年6月28日 至 2024年6月26日	自 2021年2月2日 至 2029年1月31日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

(注) 2 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っている為、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

前連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)	—	—	—
前連結会計年度末	140,000	286,000	12,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	140,000	268,000	12,000

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)	—	—
前連結会計年度末	800	7,200
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	800	7,200

(注) 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っている為、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格(円)	250	250	850
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	1	—

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格(円)	850	850
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は取引事例評価方式並びにDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び簿価純資産価額方式により算定しております。なお、無償で発行した新株予約権は、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロ又は1円と算定しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

#### (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

#### (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

#### 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

#### 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

##### (1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員 1名	当社役員 2名	当社役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 140,000株	普通株式 268,000株	普通株式 12,000株
付与日	2007年6月25日	2010年6月29日	2013年6月20日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 2009年6月26日 至 2023年6月20日	自 2013年4月1日 至 2023年6月20日	自 2015年6月22日 至 2023年6月20日

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション	第7回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員 1名	当社従業員 3名	当社役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1、2	普通株式 800株	普通株式 7,200株	普通株式 11,200株
付与日	2014年6月27日	2019年2月1日	2020年11月27日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 2016年6月28日 至 2024年6月26日	自 2021年2月2日 至 2029年1月31日	自 2022年11月28日 至 2030年11月26日

(注)1 株式数に換算して記載しております。

(注)2 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っている為、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

### ① スtock・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)	—	—	—
前連結会計年度末	140,000	268,000	12,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	11,200	—	—
未行使残	128,800	268,000	12,000

	第5回ストック・ オプション	第6回ストック・ オプション	第7回ストック・ オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	11,200
失効	—	—	—
権利確定	—	—	11,200
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	800	7,200	—
権利確定	—	—	11,200
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	800	7,200	11,200

(注) 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っている為、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

## ② 単価情報

	第1回ストック・ オプション	第3回ストック・ オプション	第4回ストック・ オプション
権利行使価格(円)	250	250	850
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価 単価(円)	—	1	—

	第5回ストック・ オプション	第6回ストック・ オプション	第7回ストック・ オプション
権利行使価格(円)	850	850	625
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価 単価(円)	—	—	—

### 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は取引事例評価方式並びにDCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び簿価純資産価額方式により算定しております。なお、無償で発行した新株予約権は、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロ又は1円と算定しております。

### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

#### (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

#### (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

## (税効果会計関係)

前連結会計年度(2020年3月31日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度末 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	400千円
ポイント引当金	7,623
税務上の繰延資産	25,531
税務上の繰越欠損金(注)1	85,554
ソフトウェア	897
その他	819
繰延税金資産小計	120,827
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	△66,756
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△26,483
評価性引当額小計	△93,240
繰延税金資産合計	27,587

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(千円)

	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,675	25,554	19,715	13,120	10,935	13,552	85,554
評価性引当額	—	△9,432	△19,715	△13,120	△10,935	△13,552	△66,756
繰延税金資産	2,675	16,122	—	—	—	—	18,797

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業所税	564千円
ポイント引当金	13,637
未払賞与	2,317
税務上の繰延資産	15,013
ソフトウェア	2,906
税務上の繰越欠損金(注)2	268
その他	1,647
繰延税金資産小計	36,356
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△268
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,863
評価性引当額小計(注)1	△19,131
繰延税金資産合計	17,224

(注) 1. 評価性引当額が74,813千円減少しております。この減少の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損が解消された事によります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額



(千円)

	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	—	—	268	268
評価性引当額	—	—	—	—	—	△268	△268
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.58%
法人税の特別税額控除	△0.32%
繰越欠損金	△31.38%
評価性引当額の増減	2.80%
住民税均等割	0.60%
その他	0.73%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	6.00%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、マンガ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、マンガ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、マンガ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

主な相手先別の売上高は次のとおりです。なお、楽天グループ株式会社、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社、に対する販売実績は、当社が同社等の運営するショッピングモールを介して、当社運営店舗が一般消費者へ販売した商品売上の総額であります。

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
楽天グループ株式会社	866,840
アマゾンジャパン合同会社	490,698
ヤフー株式会社	318,062

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当社はマンガ事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、マンガ関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

主な相手先別の売上高は次のとおりです。なお、楽天グループ株式会社、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社、に対する販売実績は、当社が同社等の運営するショッピングモールを介して、当社運営店舗が一般消費者へ販売した商品売上の総額であります。

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)
楽天グループ株式会社	1,480,032
アマゾンジャパン合同会社	791,705
ヤフー株式会社	562,891

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当社はマンガ事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	安藤拓郎	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 普通株式 31.0	債務被保証	賃貸契約の 債務被保証 (注) 2	9,459	—	—
							当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注) 3	70,519	—	—
							当社仕入先 に対する 債務被保証 (注) 4	217,842	—	—
役員 主要株主	鯉沼充	—	—	当社専務 取締役	(被所有) 直接 普通株式 11.9	仕入債務保 証	当社仕入先 に対する 債務被保証 (注) 4	217,842	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社は、池袋鷹の賃貸契約について、当社代表取締役安藤拓郎の連帯保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。取引金額は、当該債務保証の期末残高を記載しております。
3. 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長安藤拓郎の債務保証を受けております。取引金額については、当該債務保証の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。
4. 当社は、楽天ブックスネットワーク株式会社、株式会社トーハンからのコミックの仕入に対して、当社代表取締役社長安藤拓郎及び専務取締役鯉沼充の債務保証を受けております。取引金額については、当該債務保証の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 主要株主	安藤拓郎	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 普通株式 31.2	賃債務被保 証	賃貸契約の 債務被保証 (注) 2	27,015	—	—
							当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注) 3	61,838	—	—
							当社仕入先 に対する 債務被保証 (注) 4	314,956	—	—
役員 主要株主	鯉沼充	—	—	当社専務取 締役	(被所有) 直接 普通株式 11.9	仕入債務保 証	当社仕入先 に対する 債務被保証 (注) 4	314,956	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 当社は、池袋鷹、大阪谷六鷹及び舎人倉庫の賃貸契約について、当社代表取締役安藤拓郎の連帯保証を受けております。なお、保証料の支払いはありません。取引金額は、当該債務保証の期末残高を記載しております。
3. 当社は、銀行借入に対して、当社代表取締役社長安藤拓郎の債務保証を受けております。取引金額については、当該債務保証の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払いはありません。
4. 当社は、楽天ブックスネットワーク株式会社、株式会社トーハンからのコミックの仕入に対して、当社代

表取締役社長安藤拓郎及び専務取締役鯉沼充の債務保証を受けております。取引金額については、当該債務保証の期末残高を記載しております。なお、保証料の支払はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	△730.69円	△101.84円
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	△6.75円	628.85円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため期中平均株価を把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。そこで、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損益又は1株当たり当期純損失については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

3. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は 親会社株主に帰属する当期純損失金額(△)(千円)	△2,730	254,307
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 又は親会社株主に帰属する当期純損失金額(△) (千円)	△2,730	254,307
普通株式の期中平均株式数(株)	404,400	404,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約 権の数 428,000株) なお、新株予約権の概要は 「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のとおり であります。	新株予約権6種類(新株予約 権の数 439,200株) なお、新株予約権の概要は 「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約 権等の状況」に記載のとおり であります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	434,905	689,212
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	730,391	730,391
(うち新株予約権)(千円)	(6)	(6)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	△295,492	△41,185
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	404,400	404,400

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(新株予約権の発行)

当連結会計年度後、当社は2021年10月7日開催の臨時株主総会に基づき、第8回新株予約権を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

1. 新株予約権の目的となる株式の種類：当社普通株式
2. 発行する新株予約権の総数：9,920個
3. 新株予約権発行価格：520円
4. 行使価額：25,000円
5. 行使期間：2021年10月7日から2031年10月6日までとする。
6. 新株予約権割当日：2021年10月7日

(新株予約権の行使)

当連結会計年度後、当社が2021年10月7日に発行した第8回新株予約権の権利行使が代表取締役の安藤拓郎により行われております。

新株予約権が行使され、2021年12月9日までに発行した株式の概要は以下のとおりであります。

1. 行使された新株予約権の個数 5,600個
2. 発行された株式の種類及び株式数 普通株式5,600株
3. 資本金増加額 71,456千円
4. 資本準備金増加額 71,456千円

当連結会計年度末の発行済株式総数に上記の権利行使による株式発行数を加えた2021年12月9日現在の発行済株式総数は28,960株、資本金は121,456千円、資本準備金は452,148千円となっております。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2021年12月13日付で、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式、C種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年12月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。

(1) 取得株式数

A種優先株式	5,400株
B種優先株式	2,765株
C種優先株式	5,085株

(2) 交換により交付した普通株式数 13,250株

(3) 交付後の発行済普通株式数 28,960株

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年12月13日の取締役会の決議に基づき、2022年1月21日を効力発生日として、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

1 単元の投資金額が増加傾向にあるため、投資単位当たりの金額を引き下げ、また、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

## 2. 株式分割の概要

### (1) 分割の方法

2022年1月20日(木)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する当社普通株式1株につき、40株の割合をもって分割いたしました。

### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	28,960株
② 今回の分割により増加する株式数	1,129,440株
③ 株式分割後の発行済株式総数	1,158,400株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	3,600,000株

### (3) 分割の日程

① 基準日公告日	2021年12月20日(火)
② 基準日	2022年1月20日(木)
③ 効力発生日	2022年1月21日(金)

### (4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の理由

株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を次のとおり変更いたしました。

### (2) 変更の内容

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、93,440株とし、そのうち普通株式を74,655株、A種優先株式を6,600株、B種優先株式を7,100株、C種優先株式を5,085株とする。但し、普通株式につき消却があった場合又はA種優先株式、B種優先株式若しくはC種優先株式につき消却若しくは普通株式への取得請求があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 A種優先株式</p> <p>第10条～第17条 (別紙のとおり)</p> <p>第2章の3 B種優先株式</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、3,600,000株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
<p>第18条～第25条 (別紙のとおり)</p> <p>第2章の4 C種優先株式</p>	<p>(削除)</p>
<p>第26条～第33条 (別紙のとおり)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役の選任)</p>	<p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>第41条 <u>普通株主は、普通株主を構成員とする種類株主総会（以下「普通種類株主総会」という。）において、取締役8名を選任することができる。当該選任決議は、普通種類株主総会において議決権を行使することができる普通株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>A種優先株主は、A種種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。当該選任決議は、A種種類株主総会において議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>B種優先株主は、B種種類株主総会において、取締役を選任することができない。</u></p> <p>4. <u>C種優先株主は、C種種類株主総会において、取締役を選任することができない。</u></p> <p>5. <u>前4項の定めにかかわらず、法令又は本定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。</u></p> <p>6. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>第19条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>第42条～第65条 (条文省略)</p>	

(3) 定款変更の効力発生日

2022年1月21日(木)

4. その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。

## 【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これにより、無償ポイントに係る収益に関して、従来は商品の購入金額に応じてポイントを付与し、将来利用されると見込まれる金額をポイント引当金として計上し、引当金繰入額を費用計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来のサービスと交換に受け取ると見込まれる金額を契約負債に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。収益認識会計基準等の適用による、当第3四半期連結累計期間の損益及び期首利益剰余金に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「ポイント引当金」は、収益認識会計基準等における契約負債に該当する金額について第1四半期連結会計期間より「契約負債」として「その他 流動負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19条及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
荷造及び運賃	189,319千円
給料及び手当	255,967 〃
オンラインショップ運営費	272,473 〃
支払手数料	126,885 〃

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	10,184千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

### 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、新株予約権の権利行使により、資本金が71,456千円、資本準備金が71,456千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が121,456千円、資本剰余金が452,148千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、マンガ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

(単位:千円)

	売上高
紙コミック	3,636,928
電子コミック	118,294
電子アプリ	182,592
イベント	104,343
その他	47,917
合計	4,090,074

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	262円90銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	120,870
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	120,870
普通株式の期中平均株式数(株)	459,753
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結 会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2022年1月21日付けで普通株式1株につき普通株式40株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年12月13日の取締役会の決議に基づき、2022年1月21日を効力発生日として、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

1 単元の投資金額が増加傾向にあるため、投資単位当たりの金額を引き下げ、また、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2022年1月20日(木)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する当社普通株式1株につき、40株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	28,960株
② 今回の分割により増加する株式数	1,129,440株
③ 株式分割後の発行済株式総数	1,158,400株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	3,600,000株

(3) 分割の日程

① 基準日公告日	2021年12月20日(火)
② 基準日	2022年1月20日(木)
③ 効力発生日	2022年1月21日(金)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を次のとおり変更いたしました。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>93,440株とし、そのうち普通株式を74,655株、A種優先株式を6,600株、B種優先株式を7,100株、C種優先株式を5,085株とする。但し、普通株式につき消却があった場合又はA種優先株式、B種優先株式若しくはC種優先株式につき消却若しくは普通株式への取得請求があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,600,000株とする。</u>
(新設)	( <u>単元株式数</u> ) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株とする。</u>
(新設)	( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>

現行定款	変更案
<p>第8条～第9条 (条文省略)</p>	<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第2章の2 A種優先株式</p>	<p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>
<p>第10条～第17条 (別紙のとおり)</p> <p>第2章の3 B種優先株式</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第18条～第25条 (別紙のとおり)</p> <p>第2章の4 C種優先株式</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第26条～第33条 (別紙のとおり)</p> <p>第34条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第41条 普通株主は、普通株主を構成員とする種類株主総会(以下「普通種類株主総会」という。)において、取締役8名を選任することができる。当該選任決議は、普通種類株主総会において議決権を行使することができる普通株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. A種優先株主は、A種種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。当該選任決議は、A種種類株主総会において議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. B種優先株主は、B種種類株主総会において、取締役を選任することができない。</p> <p>4. C種優先株主は、C種種類株主総会において、取締役を選任することができない。</p> <p>5. 前4項の定めにかかわらず、法令又は本定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。</p> <p>6. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>第19条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>第42条～第65条 (条文省略)</p>	

(3) 定款変更の効力発生日

2022年1月21日(木)

4. その他

資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(2021年3月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	10,000	1.13	—
1年以内に返済予定の長期借入金	19,111	17,076	1.39	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	150,918	133,842	1.56	2022年~2030年
合計	170,029	160,918	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	17,076	17,076	65,836	6,996

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	289,427	538,518
売掛金	300,709	328,532
商品	322,035	485,869
前払費用	7,985	10,962
未収入金	19,767	43,887
預け金	13,491	1,748
その他	3,502	686
貸倒引当金	△1,192	△2,684
流動資産合計	955,725	1,407,519
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,803	37,880
減価償却累計額	△6,801	△8,511
建物（純額）	25,001	29,369
車両運搬具	710	4,017
減価償却累計額	△709	△1,699
車両運搬具（純額）	0	2,317
工具、器具及び備品	22,783	35,572
減価償却累計額	△16,969	△22,506
工具、器具及び備品（純額）	5,813	13,065
有形固定資産合計	30,815	44,752
無形固定資産		
商標権	739	619
ソフトウェア	1,345	2,579
営業権	8,616	6,416
無形固定資産合計	10,701	9,615
投資その他の資産		
関係会社株式	9,990	11,990
出資金	10	10
長期前払費用	4,415	2,930
繰延税金資産	27,587	17,224
差入保証金	8,104	10,482
預託金	—	18
投資その他の資産合計	50,107	42,655
固定資産合計	91,623	97,024
資産合計	1,047,349	1,504,543

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	275,823	378,162
短期借入金	—	10,000
1年内返済予定の長期借入金	19,111	17,076
未払金	92,284	136,980
未払費用	21,754	34,847
未払法人税等	—	7,763
未払消費税等	17,102	28,536
前受金	7,473	19,837
預り金	4,117	5,457
ポイント引当金	22,703	40,612
その他	—	1,095
流動負債合計	460,369	680,369
固定負債		
長期借入金	150,918	133,842
資産除去債務	162	—
固定負債合計	151,080	133,842
負債合計	611,449	814,211
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	380,692	380,692
その他資本剰余金	340,702	—
資本剰余金合計	721,395	380,692
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△335,502	259,633
利益剰余金合計	△335,502	259,633
株主資本合計	435,892	690,325
新株予約権	6	6
純資産合計	435,899	690,332
負債純資産合計	1,047,349	1,504,543

## ② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	3,174,371	4,991,650
売上原価	2,079,375	3,222,628
売上総利益	1,094,995	1,769,021
販売費及び一般管理費	1,126,956	1,510,282
営業利益又は営業損失 (△)	△31,961	258,739
営業外収益		
受取利息	65	4
受取配当金	—	1
コイン失効益	—	4,515
補助金収入	4,118	6,237
助成金収入	—	4,263
その他	586	2,813
営業外収益合計	4,770	17,833
営業外費用		
支払利息	605	1,800
保証料	571	688
その他	74	416
営業外費用合計	1,250	2,904
経常利益又は経常損失 (△)	△28,441	273,667
特別損失		
固定資産除却損	649	1,071
特別損失合計	649	1,071
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△29,090	272,596
法人税、住民税及び事業税	969	7,799
法人税等調整額	△27,587	10,363
法人税等合計	△26,617	18,162
当期純利益又は当期純損失 (△)	△2,473	254,433

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(千円)		金額(千円)	
商品売上原価				
1. 期首商品たな卸高	291,697		322,035	
2. 当期商品仕入高	2,180,827		3,498,210	
3. 当期仕入割戻し高	43,420		75,167	
4. 期末商品たな卸高	322,035		485,869	
5. 他勘定振替高	27,694		36,581	
売上原価		2,079,375		3,222,628

※ 他勘定振替高は、販売促進費による振替高であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	390,702	380,692	—	380,692
誤謬の訂正による累積的影響額				
遡及処理後当期首残高	390,702	380,692	—	380,692
当期変動額				
減資	△340,702		340,702	340,702
欠損填補				
当期純利益又は当期純損失(△)				
当期変動額合計	△340,702		340,702	340,702
当期末残高	50,000	380,692	340,702	721,395

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△323,459	△323,459	447,935	6	447,942
誤謬の訂正による累積的影響額	△9,569	△9,569	△9,569		△9,569
遡及処理後当期首残高	△333,029	△333,029	438,365	6	438,372
当期変動額					
減資					
欠損填補					
当期純利益又は当期純損失(△)	△2,473	△2,473	△2,473		△2,473
当期変動額合計	△2,473	△2,473	△2,473		△2,473
当期末残高	△335,502	△335,502	435,892	6	435,899

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	50,000	380,692	340,702	721,395
誤謬の訂正による累積的影響額				
遡及処理後当期首残高	50,000	380,692	340,702	721,395
当期変動額				
減資				
欠損填補			△340,702	△340,702
当期純利益又は当期純損失(△)				
当期変動額合計			△340,702	△340,702
当期末残高	50,000	380,692	—	380,692

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△335,502	△335,502	435,892	6	435,899
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	—		—
遡及処理後当期首残高	△335,502	△335,502	435,892	6	435,899
当期変動額					
減資					
欠損填補	340,702	340,702	—		—
当期純利益又は当期純損失(△)	254,433	254,433	254,433		254,433
当期変動額合計	595,133	595,133	254,433		254,433
当期末残高	259,633	259,633	690,325	6	690,332

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 3～8年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。営業権の償却年数は5年になります。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対し見積り額を計上しております。

### (5) その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品



最終仕入原価法を採用しております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
車両運搬具	2年
工具、器具及び備品	3～8年

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。営業権の償却年数は5年になります。

### (4) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② ポイント引当金

販売促進施策であるポイント制度に基づき、将来のポイント利用による費用の発生に備えるため、過去の使用実績率に基づき当事業年度末において将来利用されると見込まれるポイントに対し見積り額を計上しております。

### (5) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

デジタルコミック配信サービスのうち、有償コインの課金収益の計上基準について、従来、コイン購入時に売上計上する方法を採用していましたが、当事業年度からコイン使用時に収益計上する方法に変更しました。

サービス及び役務提供時の売上計上の観点から、コイン使用時に売上計上する方法が経済的実態をより適切に反映すると判断し、当該変更に対応するシステム及び社内管理体制の整備が完了したため、当事業年度より変更しました。

なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

#### (貸借対照表関係)

※ 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と特殊当座借越契約を締結しております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額	—	150,000千円
借入実行残高	—	10,000千円
差引額	—	140,000千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80.9%、当事業年度85.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19.1%、当事業年度14.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給与手当	164,132千円	171,249千円
荷造運賃	153,485	252,155
オンラインショップ運営費	248,665	300,535
支払手数料	97,324	156,782
減価償却費	10,845	12,730
ポイント引当金繰入額	22,703	17,908

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引以外の取引による取引高	600千円	644千円

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	649千円	1,071千円

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は9,990千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は11,990千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(2020年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度末 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
貸倒引当金	400千円
ポイント引当金	7,623
税務上の繰延資産	25,531
税務上の繰越欠損金(注)1	85,285
ソフトウェア	897
その他	819
繰延税金資産小計	120,558
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△66,487
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 (注)1	△26,483
評価性引当額小計	△92,971
繰延税金資産合計	27,587

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
前事業年度(2020年3月31日)

(千円)

	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	2,675	25,554	19,715	13,120	10,935	13,283	85,285
評価性引当額	—	△9,432	△19,715	△13,120	△10,935	△13,283	△66,487
繰延税金資産	2,675	16,122	—	—	—	—	18,797

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

当事業年度(2021年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度末 (2021年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業所税	564千円
ポイント引当金	13,637
未払賞与	2,317
税務上の繰延資産	15,013
ソフトウェア	2,906
その他	1,647
繰延税金資産小計	36,087
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△18,863
評価性引当額小計(注)1	△18,863
繰延税金資産合計	17,224

(注) 1. 評価性引当額が74,107千円減少しております。この減少の主な内容は、当社において税務上の繰越欠損が解消された事によります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度末 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	33.58%
法人税の特別税額控除	△0.32%
評価性引当額の増減	2.80%
住民税均等割	0.56%
繰越欠損金	△31.29%
その他	1.39%
税効果会計適用後の法人税等負担率	6.71%

(重要な後発事象)

前事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2021年3月31日)

(新株予約権の発行)

当社は、2021年10月7日開催の臨時株主総会に基づき、第8回新株予約権を発行いたしました。その概要は次

のとおりであります。

1. 新株予約権の目的となる株式の種類：当社普通株式
2. 発行する新株予約権の総数：9,920個
3. 新株予約権発行価格：520円
4. 行使価額：25,000円
5. 行使期間：2021年10月7日から2031年10月6日までとする。
6. 新株予約権割当日：2021年10月7日

#### (新株予約権の行使)

当事業年度後、当社が2021年10月7日に発行した第8回新株予約権の権利行使が代表取締役の安藤拓郎により行われております。

新株予約権が行使され、2021年12月9日までに発行した株式の概要は以下のとおりであります。

1. 行使された新株予約権の個数 5,600個
2. 発行された株式の種類及び株式数 普通株式5,600株
3. 資本金増加額 71,456千円
4. 資本準備金増加額 71,456千円

当事業年度末の発行済株式総数に上記の権利行使による株式発行数を加えた2022年1月31日現在の発行済株式総数は1,158,400株、資本金は121,456千円、資本準備金は452,148千円となっております。

#### (優先株式の取得及び消却)

当社は、2021年12月13日付で、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式、C種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2021年12月13日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の全てを消却しております。

##### (1) 取得株式数

A種優先株式	5,400株
B種優先株式	2,765株
C種優先株式	5,085株

(2) 交換により交付した普通株式数 13,250株

(3) 交付後の発行済普通株式数 28,960株

#### (株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2021年12月13日の取締役会の決議に基づき、2022年1月21日を効力発生日として、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

##### 1. 株式分割の目的

1 単元の投資金額が増加傾向にあるため、投資単位当たりの金額を引き下げ、また、株式の流動性を高めることで、投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

##### 2. 株式分割の概要

###### (1) 分割の方法

2022年1月20日(木)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する当社普通株式1株につき、40株の割合をもって分割いたしました。

###### (2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	28,960株
② 今回の分割により増加する株式数	1,129,440株
③ 株式分割後の発行済株式総数	1,158,400株

④ 株式分割後の発行可能株式総数 3,600,000株

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日 2021年12月20日(火)  
 ② 基準日 2022年1月20日(木)  
 ③ 効力発生日 2022年1月21日(金)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

株式の分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、当社定款の一部を次のとおり変更いたしました。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、93,440株とし、そのうち普通株式を74,655株、A種優先株式を6,600株、B種優先株式を7,100株、C種優先株式を5,085株とする。但し、普通株式につき消却があった場合又はA種優先株式、B種優先株式若しくはC種優先株式につき消却若しくは普通株式への取得請求があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 A種優先株式</p> <p>第10条～第17条 (別紙のとおり)</p> <p>第2章の3 B種優先株式</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,600,000株</u>とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第18条～第25条 (別紙のとおり)</p>	(削除)
<p>第2章の4 C種優先株式</p>	(削除)
<p>第26条～第33条 (別紙のとおり)</p>	(削除)
<p>第34条～第40条 (条文省略)</p>	第12条～第18条 (現行どおり)
<p>(取締役の選任)</p>	
<p>第41条 普通株主は、普通株主を構成員とする種類株主総会（以下「普通種類株主総会」という。）において、取締役8名を選任することができる。<u>当該選任決議は、普通種類株主総会において議決権を行使することができる普通株主の議決権の3分の1以上を有する普通株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>A種優先株主は、A種種類株主総会において、取締役1名を選任することができる。当該選任決議は、A種種類株主総会において議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の3分の1以上を有するA種優先株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>B種優先株主は、B種種類株主総会において、取締役を選任することができない。</u></p> <p>4. <u>C種優先株主は、C種種類株主総会において、取締役を選任することができない。</u></p> <p>5. <u>前4項の定めにかかわらず、法令又は本定款に定めた取締役の員数を欠き、その員数を満たすべく取締役を選任すべき場合において、当該欠員を選任できる株式につき、議決権を行使し得る株主を欠く場合には、議決権を行使し得る株主の残存する株式の株主が全ての取締役を選任できることとする。</u></p> <p>6. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>	(削除)
<p>第42条～第65条 (条文省略)</p>	第19条～第42条 (現行どおり)

(3) 定款変更の効力発生日  
2022年1月21日(木)

4. その他  
資本金の額の変更  
今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。

④ 【附属明細表】(2021年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	31,803	7,608	1,530	37,880	8,511	2,446	29,369
車両及び運搬具	710	3,307	—	4,017	1,699	989	2,317
工具、器具及び備品	22,783	13,657	868	35,572	22,506	6,195	13,065
有形固定資産計	55,296	24,572	2,399	77,469	32,716	9,631	44,752
無形固定資産							
商標権	1,199	—	—	1,199	579	119	619
ソフトウェア	89,164	2,080	405	90,840	88,260	697	2,579
営業権	11,000	—	—	11,000	4,583	2,200	6,416
無形固定資産計	101,364	2,080	405	103,039	93,423	3,017	9,615
長期前払費用	4,415	10,141	11,626	2,930	—	—	2,930

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社事務所・舎人倉庫の内装工事等	4,926千円
工具、器具備品	イベントグッズ製作用機器等	9,953千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,192	2,684	—	1,192	2,684
ポイント引当金	22,703	40,612	—	22,703	40,612

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2. ポイント引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(2021年3月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目1番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目1番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目1番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目1番地 東京証券代行株式会社
取次所（注）1	東京証券代行株式会社 各取次所
買取手数料（注）2	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.torico-corp.com/">https://www.torico-corp.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

### 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2020年5月21日	庄司薫	東京都世田谷区	当社従業員	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	普通株式 400	340,000 (850)	退職に伴う譲渡
2020年12月4日	安積拓也	東京都中野区	当社従業員	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	普通株式 1,200	1,020,000 (850)	退職に伴う譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	四柳剛	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 1,600	1,000,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	濱田潤	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 1,200	750,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	高橋まりほ	東京都文京区	特別利害関係者等(当社取締役)	普通株式 1,600	1,000,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	中道智宏	東京都中央区	当社執行役員	普通株式 2,000	1,250,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	中村利之	東京都江東区	当社執行役員	普通株式 400	250,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	四斗邊貴博	東京都文京区	当社従業員	普通株式 400	250,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	濱端宏恵	東京都中野区	当社従業員	普通株式 400	250,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	難波竜矢	東京都調布市	当社従業員	普通株式 200	125,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月4日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	林華鳳	東京都世田谷区	当社従業員	普通株式 160	100,000 (625)	購入希望者に対する譲渡
2020年12月17日	三生5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 三生キャピタル株式会社 代表取締役社長 川面輝恭	東京都江東区青海一丁目1番20号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	A種優先株式 8,000	5,000,000 (625)	ファンド満期に伴う譲渡
2021年4月21日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社A 代表取締役 安藤拓郎	東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号	当社代表取締役の資産管理会社	普通株式 40,000	25,000,000 (625)	資産管理会社へ株式移動
2021年4月21日	鯉沼充	東京都北区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社373 代表取締役 鯉沼充	東京都北区豊島五丁目2-20	当社専務取締役の資産管理会社	普通株式 22,400	14,000,000 (625)	資産管理会社へ株式移動

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年5月27日	土橋加苗	東京都調布市	当社従業員	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	普通株式 400	340,000 (850)	退職に伴う譲渡
2021年7月26日	吉見今日子	東京都世田谷区	当社従業員	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	普通株式 400	340,000 (850)	退職に伴う譲渡
2021年12月7日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	AJC企業育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AJキャピタル株式会社 代表取締役社長 小林正行	東京都千代田区九段北3-2-4	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 31,520 A種優先株式 25,600	99,960,000 (1,750)	購入希望者に対する譲渡
2021年12月7日	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	SuMi TRUST イノベーション投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 川島克哉	東京都港区六本木1-6-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	普通株式 32,480 A種優先株式 6,400	68,040,000 (1,750)	購入希望者に対する譲渡
2021年12月9日	-	-	-	安藤拓郎	東京都江戸川区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	普通株式 224,000	140,000,000 (625)	新株予約権の行使のため
2021年12月13日	-	-	-	テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 中野慎三	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △160,000 普通株式 160,000	-	A種優先株式の普通株式への転換
2021年12月13日	-	-	-	AJC企業育成投資事業有限責任組合 無限責任組合員 AJキャピタル株式会社 代表取締役社長 小林正行	東京都千代田区九段北3-2-4	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △25,600 普通株式 25,600	-	A種優先株式の普通株式への転換
2021年12月13日	-	-	-	SuMi TRUST イノベーション投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役 川島克哉	東京都港区六本木1-6-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △6,400 普通株式 6,400	-	A種優先株式の普通株式への転換

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年12月13日	—	—	—	SMBCベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 落合昭	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △24,000 普通株式 24,000	—	A種優先株式の普通株式への転換
2021年12月13日	—	—	—	三菱UFJキャピタル5号投資事業有限責任組合無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役社長 坂本信介	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △68,920 普通株式 68,920	—	B種優先株式の普通株式への転換
2021年12月13日	—	—	—	日本アジア投資株式会社 代表取締役 下村哲朗	東京都千代田区九段北三丁目2番4号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	B種優先株式 △34,800 普通株式 34,800	—	B種優先株式の普通株式への転換
2021年12月13日	—	—	—	株式会社CARTA VENTURES 代表取締役 永岡英則	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号		B種優先株式 △6,880 普通株式 6,880	—	B種優先株式の普通株式への転換
2021年12月13日	—	—	—	石井昭	東京都文京区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	C種優先株式 △203,400 普通株式 203,400	—	C種優先株式の普通株式への転換

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2019年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりです。  
DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。  
また、当社従業員の退職者との株式譲渡についての価格は全て簿価で行っております。



5. 2021年12月13日の取締役会決議により、2022年1月21日付で普通株式1株につき、40株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割後の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	2020年11月27日	2021年10月7日
種類	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 11,200株	普通株式 396,800株
発行価格	1株につき 625円	1株につき 625円
資本組入額	312.5円	312.5円
発行価額の総額	7,000,000円	248,000,000円
資本組入額の総額	3,500,000円	124,000,000円
発行方法	2020年11月26日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。	2021年9月29日の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	注2	注2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
  - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
  - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、2021年3月31日であります。
2. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
  3. 経営意識の向上を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  4. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
  5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき 625円	1株につき 625円
行使期間	2022年11月28日から 2030年11月26日まで	2021年10月7日から 2031年10月6日まで
行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>3. 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>4. 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の取締役会の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	<p>① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>(a) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)</p> <p>(b) 行使価額を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。</p> <p>② 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

## 2 【取得者の概況】

### 新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
四柳剛	東京都世田谷区	会社役員	7,200	4,500,000 (625)	特別利害関係者等 (当社取締役)
高橋まりほ	東京都文京区	会社役員	4,000	2,500,000 (625)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式に換算して記載しております。

### 新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安藤拓郎	東京都江戸川区	会社役員	340,800	213,000,000 (625)	特別利害関係者等 (当社取締役)
鯉沼充	東京都北区	会社役員	56,000	35,000,000 (625)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式に換算して記載しております。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。 総数に対する 所有株式数 の割合(%))
安藤拓郎 ※1、2	東京都江戸川区	496,840 (116,800)	36.47 (8.57)
石井昭 ※1	東京都文京区	203,400	14.93
テクノロジーベンチャーズ3号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャー ズ株式会社 ※1	東京都港区北青山二丁目5番1号	160,000	11.74
鯉沼充 ※1、3	東京都北区	145,200 (56,000)	10.66 (4.11)
三菱UFJキャピタル5号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル株式会社 ※1	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	68,920	5.06
AJC企業育成投資事業有限責任組 合 無限責任組合員 AJキャピタル株式会社 ※1	東京都千代田区九段北3-2-4	57,120	4.19
株式会社A ※1、6	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号	40,000	2.94
SuMi TRUSTイノベーション投資 事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 ※1	東京都港区六本木1-6-1	38,880	2.85
日本アジア投資株式会社 ※1	東京都千代田区九段北三丁目2番4号	34,800	2.55
SMBCベンチャーキャピタル1号 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SMBCベンチャーキャピタル株式 会社 ※1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	24,000	1.76
株式会社373 ※6	東京都北区豊島五丁目2番20号	22,400	1.64
濱田潤 ※3	東京都世田谷区	13,200 (8,000)	0.97 (0.59)
高橋まりほ ※3	東京都文京区	13,200 (8,000)	0.97 (0.59)
四柳剛 ※3	東京都世田谷区	13,200 (8,000)	0.97 (0.59)
中道智宏 ※4	東京都中央区	8,400 (4,000)	0.62 (0.29)
シブサワ・アンド・カンパニー 株式会社	東京都千代田区平河町二丁目4番5号	8,000	0.59
株式会社CARTA VENTURES	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	6,880	0.50
中村利之 ※4	東京都江東区	2,400 (1,600)	0.18 (0.12)
伊藤未来 ※4	東京都豊島区	1,600 (1,600)	0.12 (0.12)
渡邊美由紀 ※5	東京都八王子市	1,200	0.09
熊崎雅子 ※5	東京都文京区	800	0.06
工藤淳 ※5	東京都日野市	400	0.03

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。) 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
筒口征洋 ※5	東京都豊島区	400	0.03
四斗邊貴博 ※5	東京都文京区	400	0.03
濱端宏恵 ※5	東京都中野区	400	0.03
難波竜矢 ※5	東京都調布市	200	0.01
林華鳳 ※5	東京都世田谷区	160	0.01
計	—	1,362,400 (204,000)	100.00 (14.97)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位10位)
  - 2 特別利害関係者等(当社代表取締役)
  - 3 特別利害関係者等(当社取締役)
  - 4 特別利害関係者等(当社執行役員)
  - 5 当社従業員
  - 6 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
2. ( )内は新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。
3. 株式(自己株式を除く。)総数に対する所有株式の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 当社は、2022年1月21日付で株式1株につき40株の割合で株式分割を行っており、分割後の株式に換算して記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

2022 年 2 月 8 日

株式会社 TORICO

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

米倉 礼二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

徳永 剛

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 211 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 TORICO の 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 TORICO 及び連結子会社の 2020 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2022 年 2 月 8 日

株式会社 TORICO  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

米倉 礼二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

徳永 剛

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 211 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 TORICO の 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 TORICO 及び連結子会社の 2021 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022 年 2 月 8 日

株式会社 TORICO

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

米倉 礼二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

徳永 剛

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社TORICOの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TORICO及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 独立監査人の監査報告書

2022 年 2 月 8 日

株式会社 TORICO

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

米倉 礼二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

徳永 剛

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 211 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 TORICO の 2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの第 15 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 TORICO の 2020 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2022 年 2 月 8 日

株式会社 TORICO

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

米倉 礼二

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

徳永 剛

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第 211 条第 6 項の規定に基づき、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 TORICO の 2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの第 16 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 TORICO の 2021 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上